

会 議 録 目 次

平成14年第1回海田町議会3月定例会（第3日目）

平成14年3月7日（木）午前9時00分開議

日程第1	一般質問	4
日程第2	第15号議案 海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例 の制定について	5 3
日程第3	第16号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	5 4
日程第4	第17号議案 海田町自転車等駐車場条例の制定について	5 7
日程第5	第18号議案 平成14年度海田町一般会計予算	5 8
日程第6	第19号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計予算	6 3
日程第7	第20号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計予算	6 4
日程第8	第21号議案 平成14年度海田町老人保健特別会計予算	6 7
日程第9	第22号議案 平成14年度海田町介護保険特別会計予算	6 8
日程第10	第23号議案 平成14年度海田町水道事業会計予算	7 1
	（散 会）	7 5

平成14年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成14年3月5日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 3月7日（木）9時00分宣告（第3日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	7番	堀 間 禎 子
8番	西 山 勝 子	9番	宮 坂 二 郎
10番	崎 本 広 美	11番	原 田 幸 治
12番	前 田 勝 男	13番	住 吉 充
14番	山 岡 寛 次	15番	田 中 千 代
16番	佐 中 十九昭	17番	中 岡 長 一
18番	国 岡 光 明	19番	加 藤 公
20番	河 野 道 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

6番 齋 木 貞 暁

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	7番	堀 間 禎 子
8番	西 山 勝 子	9番	宮 坂 二 郎
10番	崎 本 広 美	11番	原 田 幸 治
12番	前 田 勝 男	13番	住 吉 充
14番	山 岡 寛 次	15番	田 中 千 代

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 河 野 道 昭

17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

6番 齋 木 貞 暁

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|------------------------------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 加 藤 天 |
| 助 | 役 | 石 原 憲 治 |
| 収 入 | 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | | 中 野 潔 |
| 総 務 部 付 参 事 | | 三 村 素 直 |
| 福 祉 保 健 部 長 | | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | | 池の本 和 弘 |
| 福 祉 保 健 部 参 事
兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | | 上 條 正 弘 |
| 地 域 振 興 課 長 | | 植 野 敏 彦 |
| 住 民 課 長 | | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | | 因 幡 貞 男 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | | 青 木 基 秀 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | | 西 本 徹 郎 |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹 | | 臼 井 真 |
| 監 理 課 長 | | 木 原 正 博 |
| 建 設 課 長 | | 久 保 伸 一 |
| 都 市 整 備 課 長 | | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 長 | | 永 海 房 雄 |
| 教 育 長 | | 李 木 義 夫 |

| | |
|---------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 教 育 部 参 事 兼 長 | 柳 原 徹 |
| 海 田 東 公 民 館 長 | |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅 |
| 社 会 教 育 課 長 | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 佐 藤 隆 |
| 庶 務 課 長 | 新 浜 憲 治 |

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 梶 原 正 勝 |
| 主 任 | 辻 千 奈 美 |

10. 議 事 日 程（第3号）

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第15号議案 海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 第16号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第17号議案 海田町自転車等駐車場条例の制定について
- 日程第5 第18号議案 平成14年度海田町一般会計予算
- 日程第6 第19号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第7 第20号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 第21号議案 平成14年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第9 第22号議案 平成14年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第10 第23号議案 平成14年度海田町水道事業会計予算

11. 議 事 の 内 容

午前9時02分 開議

○議長（河野）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は17名でございます。定足数に達しておりますので、これより

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第1、昨日に続きまして一般質問を続行いたします。16番、佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中十九昭です。合併問題についてお尋ねをいたします。

先の議会で、一般質問の答弁に、町長は「来年度には議会の賛同を得て、広島市と任意の合併協議会を設置し、協議を始める時期に来ていると考えております。合併特例法の期限内で、なおかつ私の任期内に責任を全うすべきではないかと、このように考えておるところでございます」等々発言をしておられます。

そこでお尋ねをいたしますけれども、質問の第1として、このような発言は町の将来を左右し、議会はもちろんのこと町民一人一人に大きく影響を与えるので、一般質問で、その答弁で発言をするような、そんな性格ではないというように思います。このような発言は特別に発言を申し出るか、施政方針で明らかにすべきではなかったのか、町長の見解をお尋ねをいたします。

質問の2つ目として、この答弁に当たって、町の幹部で意思統一がなされているのかどうかお尋ねをいたします。この発言で一部の窓口は、2年後には広島市と合併する方針なので市の施策で解決するなどということを、住民が要求を交渉したときに、このような印象とともとれる説明をしておるわけであります。このように一部の職場では、もう町としての住民サービスを放棄して広島市の行政施策にゆだねているところがあります。このような本末転倒の実態があるがどのように考えますか、町長にお尋ねをいたします。

質問の3つ目として、町長はこれまで議会では合併について、「議会や町民と相談しながら対応する、住民の意思に基づく」など、民意を尊重するような発言を重ねてこられました。しかし、先の議会で、「合併特例法の期限内で、なおかつ私の任期内に責任を全うすべきではないかと、このように考えておるところでございます」と答弁をされております。町民の意見を聞かずに町民投票もしない、アンケートもとらない、学者を含めた町民代表と懇談をすると言いながら、懇談会をする前に、既に自分の任期中に合併をするという意思を表明することは、自分の都合で合併することになり、町政を私物化することにつながるがどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

質問の4、財源的にも町民感情的にも、暗礁に乗り上げている区画整理事業を中止し

たらどうかと私はこれまで幾度も提案をしてきましたが、町長はこれに対し「駅前の区画整理事業は21世紀の根幹をなす事業であり、J R 高架と一体となって進めなければならない」と答弁をされております。財源的にも区画整理を取りやめることで、単独町政を続けることができるし、連続立体交差事業との関連も、地域の実情に合わせて切り離すこともできるので方向転換をしてはどうか、私はこのように考えますが、町長の見解をお尋ねをいたします。

質問の5、安芸郡3町の対等合併は選択肢の1つであったが、これをやめて広島市との吸収合併に決めた理由は何ですか、お尋ねをいたします。

質問の6、区画整理事業は将来合併を見込んで、合併先の市で事業を行っていただいて、その代わり福祉分野の福祉総合センターや、遅れている障害者福祉制度を充実させるデイサービスセンター、あるいは授産施設、グループホームなどの箱ものなどを整備してつくる、このような方向転換をし、既成事実をつくるのが得策ではないかと思うんですが、私はこのように提案をし、町長の見解をお尋ねをいたします。

質問7、地方分権に基づく市町村合併のねらいは国の財政削減であり、本来の地方自治体を解体をし、今後支配者の都合のよい自治体の再編でしかありません。それも海田町よりも債務を多く抱えている行政が失速している広島市に、急いで吸収合併をしないでもよいと考えられます。また、時限立法の平成17年度をめどとよく言われますが、別に合併特例法の交付金の増減の問題にこだわる必要はないと考えます。わずかな金の増減を理由に急いで合併すると後で後悔をし、それこそ取り返しがつかないことになると考えますが、町長の見解をお尋ねをいたします。

政府がやっているのはあめとむちの政策で、合併する市町村には様々な優遇措置を設ける一方で、小規模な自治体には財政的に締めつけて合併誘導しようとするやり方です。合併に対する市町村の抵抗を和らげるために、合併に伴うまちづくりの計画に盛り込まれた開発事業や施設建設の費用は、95%まで合併特例債という借金で賄うことができ、その返済の7割は後の地方交付税で措置されることになります。

地方交付税は、合併した場合、合併前に比べて大幅に減少するはずですが、合併後の10年間は、合併しなかった場合の計算で総額が交付される仕組みが設けられております。こうした優遇措置は、市町村合併特例法の期限内である2005年3月までで切れるとされております。

質問8では、現行で海田町の単独町政の地方交付税と、合併後の合併算定替の10年間

の総額の比較はそれぞれどのように変わりますか、お尋ねをいたします。

質問 9、仮に町長の任期中に任務を全うするとなれば、任意協議会、そして法定協議会、申請、そして県や国、今では自治大臣はどういうんですか、総務かなんかでしょうけれども、これらの決定で合併というように移り変わりますけれども、この日程はどのように変わりますか、お尋ねをいたします。

続いて、なかよし実習所についてお尋ねをいたします。町民の中には、もう合併が決まったと思っている人が、先の議会の答弁での発言を議会広報や一部のマスコミによって報道したため、誤解を与えている面があります。何も合併はまだ決まっていけないのに、既に合併が決まったかのように論議をされ、合併後のことを考え協議されているところがあります。1月21日付けで、なかよし実習所の保護者会の中で、海田町は2003年度には合併すると言い切り、その文書を流し、1番目の議題にしています。そこで具体的にお尋ねをいたしますが、この文書は間違っているし誤解を与えております。どこが発行しだれが書いて説明したのか、調査をして報告してください。

質問 2、たとえ別の団体であっても、このような文書や説明がなされて、それを許せば町全体が混乱をするし、一面では地方自治体のあるべき姿がその役割を果たさないこととなります。これをどのように思うか、お尋ねをいたします。

質問 3 目、合併するかしないかは別として、なかよし実習所への今後の支援をどのようにされますか、お尋ねをいたします。

最後に、障害者対策についてお尋ねをいたします。小泉内閣は聖域なき構造改革の名のもとに、健保本人の3割負担の引き上げをはじめとする医療保険の改悪など、国民と患者、障害者の命と暮らしを根底から脅かす社会保障の切り捨てを推し進めようとしています。2003年度からは障害者福祉の措置制度が廃止をされ、利用契約制度、これへ移行することになります。各地の自治体でも、財政再建の名による障害者独自施策の後退が相次いでおり、障害者、家族の中に不安と怒りが広がっております。2002年は、「アジア・太平洋障害者の10年」、あるいは「障害者プラン」の最終年です。そして国際障害者年から20年という節目の年に当たり、これまで以上に重要な時期であります。

最近、障害者問題で、障害を持っている本人や保護者と話をする機会が多くなり、切実な願いを持っておられることを痛感しております。障害を持っておられる保護者の方と突き詰めて話をしてみれば、共通して話されるのが「我々はわがままを言っているのではない。無理なことを言っているのではない。障害者を持っていれば、ちょっとの時

間でも目が離せないし、とれない。私たちは皆さん以上の生活を要求しているのではなく、不便だからというような問題ではなく、皆さんと同じように少しでも普通の生活がしたい」という基本的人権にかかわる問題が含まれております。最近、国、町を問わず、障害者問題に対する理解と協力も深まってきているし、様々な日常生活に役立つ用具や装具などの開発、研究も進んでいるのも事実であります。そこで具体的にお尋ねいたしますが、障害者の施策は恩恵ではなく権利として、国と自治体が責任を持って進めることが本来の役割ではないのか。人権保障にふさわしい行政をどのように取り組むのか、お尋ねをいたします。

質問 2、これまでの住民要求や議会答弁にあった障害者福祉制度のサービスは、来年度障害者のデイサービスセンターや障害者ホームグループの確立、また来年度新規に予定されている事業など一時的なその場しのぎで、合併を前提にしない施策はどのようにされるのかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。引き続き大変ご苦勞をおかけいたします。

佐中議員のご質問にご答弁申し上げます。初めに合併問題についてのご質問にお答えします。まず 1 点目の、合併を推進するという発言は施政方針等で明らかにすべきではなかったかとのご意見につきましては、12 月議会で現在の思いを問われましたので、町行政をあずかる責任者としての思いを答弁したものでございます。施政方針で申しましたように、各種団体との懇談会や町民の方々に理解をいただくために、意見交換会の開催や円滑な事務を進めるための組織の新設を考えております。

次に、2 点目の幹部の意思統一についてのご質問でございますが、施策の方針を決めるに当たっては企画会議で十分協議を行っておりますし、各所属職員への指導についても指示をしておりますので、意思統一がとれていないというようなことはないものと考えております。また、町としての住民サービスを放棄しているとのご意見につきましても、そのようなことはないものと考えております。

3 点目の懇談会等を開催する前に、合併の方向を決めたのはどうしてかとのご質問につきましては、私としては以前から、広島市との合併は避けては通れないものとしての姿勢は変えておりません。また、町民の方々からもあらゆる機会に意見を伺っております。合併特例法の有効期限を踏まえたとき、今、合併について真剣に考えることは町民にとっても最良であることをお示ししたわけで、町政を私物化したものではございません。

ん。今後、各種団体や住民との意見交換会や学識経験者による懇話会を設置し、意見をお聞きするとともに、合併に関する理解を深めていただくよう努めてまいります。

4点目の、財源的にも土地区画整理事業を取りやめることで単独町政を続けることができるので方向転換してはどうかとのご質問でございますが、これまでお答えしておりますように、土地区画整理事業につきましては、県負担金や新たな補助制度の導入による国庫補助金の増額、連続立体交差事業につきましては、負担金の軽減を図るなどして、両事業を一体的に遂行できるよう努力してまいりたいと考えております。

5点目の3町合併につきましては、以前から海田町の合併の相手方については広島市としており、3町での合併は当初から考えておりません。

6点目の総合福祉センターにつきましては、住吉議員にご答弁申し上げましたとおり、合併までに実現すべき主要な事業として、実現に向け精力的に進めたいと考えております。

次に、障害者福祉制度を充実させるべき各種の施設につきましては、来年度、町内の社会福祉法人の施設を利用し、デイサービスを実施する予定としておりますが、単町で障害のある多くの方を対象とした施設をつくることについては、既に幾度かご答弁申し上げておりますとおり、広域的対応の施策と考えております。

7点目の、急いで合併することによって後悔するのではとのご意見についてお答えいたします。合併特例法の財政支援措置については、合併を受け入れる広島市にとってメリットであると考えます。広島市からも誠意ある対応をいただいていることから、この時期が最良であるとの考えでおります。

8点目の合併算定替については、算定替ではなく現行制度を用い、平成11年度の数値で試算した数字では、海田町が単町で受ける普通交付税の交付基準額が約8億9,000万円に対して、保健所、生活保護事務等の生活関連及び国道、県道の移管にかかるものなどの事務が増加しますが、海田町が広島市となった場合の広島市の増加交付基準額は約14億2,000万円となり、現在受けている普通交付税よりも約5億3,000万円増加することが見込まれております。

9点目の合併スケジュールについてお答えします。想定されているスケジュールとしては、6月までには広島市に任意協議会の設置について申し入れを行い、広島市との協議を行っていきたいと考えております。その後、具体的には広島市と協議する必要がありますが、この協議会での協議を終えた後、平成15年度には法定協議会での協議に

進み、本町及び広島市、それぞれの議会での合併議決、広島県への合併申請、県議会での議決を経て、総務大臣の告示により合併という流れになります。

続きまして、なかよし実習所についてのご質問にお答えします。まず、今回問題にされております文書でございますが、1月21日付け文書以前に、今年1月1日付けの建設する会の発行紙に「合併も2年後に迫ろうとしている。合併が決まりました」の文言があり、担当において既に十分注意したところでございます。また、町に係る文書を出す場合は、事前に担当課と協議する必要がある旨を指導しているところでございます。

ご質問1点目でございますが、この文書は運営委員会が発行し説明しております。

ご質問2点目でございますが、結果として新聞記事は早とちりしたとのことで、今後とも十分注意していきたいと考えております。

ご質問3点目の今後の支援についてでございますが、昨年より本格的に法人化に向け研究、検討をされており、町としましても必要な協議を行っております。今後も同様に必要な支援は行っていきたいと考えております。

続きまして、障害者対策についてのご質問にお答えします。まず、ご質問1点目でございますが、以前より申し上げておりますとおり、ノーマライゼーションの推進が基本的な方針であり、この基本的理念、方針に基づき、種々具体の制度拡充を図っているところでございます。今後同様に広域的観点を取り入れ、進めていくべきだと考えております。

次に、ご質問2点目でございますが、ここ数年のうちに広域的取組みや権限移譲に伴う新たな制度確立の必要なものについては、合併問題とは別に検討を進めたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）再質問いたしますけれども、まず、町の幹部で意思統一がなされているかどうかという問題ですね。町長はこれまで、合併を視野に入れて行政を行うという答弁を繰り返しておられます。ただし、一部の行政では全く手をつけないとか、現行を維持する、町の新たな制度として、それを発展をするような努力がなされていない。具体的にはあまり言ったらいろいろ差しさわりがありますので言いませんけれども、私は今の職員が現行の施策、第3次総合計画に基づいたそういう行政を真剣になって取り進めながら、あわせて広島市との合併の問題で、そういうこともしなければならない2つの任務があると思うんですね。片方では真剣に町民の単独町政の事務を進めている、

片方では町長がそれにあわせて、加えて、加えるいうんか重ねるというんか、もう2倍の仕事をしなければならないというふうに考えるわけです。

私は心の底ではそう思っている、また準備をしても、議会はまだどっちに向かわからんような、そういう雰囲気町民に与えること自体が行政として任務放棄ではないかと、そういうところが、具体的に挙げ言うたら挙げますけれども、そこはあまりかわいそうだから挙げませんが、それを町長としてそういうものがあるという、私は言っているんですから是正をする、議会でそれを約束するように答弁をしてください。

それから、町民の意志に基づくという発言をたびたび重ねておられ、私、昨日、施政方針の中でも町民投票をしたかどうかという質問を重ねて行ったわけですが、町長は議会という議会制民主主義、議会制民主主義というのは、我々が思う議会制民主主義とはちょっとまたニュアンスが違うんですけれども、議会のあるべき姿を重んじるというように答弁が返ってきたわけですが、町長、私はこうした海田町の単独町政が存続するかどうかという問題について、町長や議会が主人公じゃないんですよ。町民が主人公。住民主権という問題があります。主権在民ですね。ですから町長や議員が主人公でなく、町民の立場で決めて、町民の皆さんでそういう決定をなされて、町長の思いは広島市が対象じゃけれども、町民の中には吸収合併でなくて対等合併の方がいいという人もおるかもわからん。単独町政の方がいいという人もおるかわからん。そういうようなのを含めて町民の意思に基づいて行動する。これが主権在民じゃないんですか。主権は国民、町民なんです。私はそこを言っているんですね。確かに我々は議員ですから、代議制度に基づいて、こうして出ておりますけれども、最終的な合併の可否は住民投票を実施することが一番町民の意思を反映をできる、そういう制度だと思うんですが、重ねてこの問題をお尋ねをいたします。

また、合併問題で選択肢の1つとして、町長は今まで住民投票は考えていないと言われましたけれども、選択肢の1つとしてそのことが、思いがあるのかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

それから、広島市との合併の相手としてありましたけれども、任意の協議会があって、ほぼ地ならしがされるわけですね。いろいろ合併の建設計画をつくる段階で、海田町がこれだけやってほしい、これは絶対許せない、しかし広島市はこれは認めないという場合が折衝の中で出てくると思うんですが、そうした場合に、じゃ、私は合併はやめましたと、町単独でそれをのみ込んでくれなければ行くという、そういうこともあり得るの

かどうかお尋ねを申し上げます。

それから今、私、聞いてびっくりもしたんですけれども、現行で海田町の単独町政の地方交付税の合算と合併したときにはどうなるのかと言うたら、約5億円プラスというのがあるんですね。5億円プラスというたら、広島市に合併しとりや広島市との制度に合わすわけですから、都市計画税が約5億円なんですね。町費に負担するだけ損じゃないですか。単独町政の方が、よっぽど私は身近に本当の自治体の役割として、その任務がなされるというように思うんですけれどもその辺はどうか。

私、もう一つ、町政の基本的な問題についてお尋ねをするんです。先に私が結論を言います。何を理由に合併しなければならないのかというようにお尋ねをするんです。私はその中で5つあると思うんですね、町の基本的な行政をやるのに。最終的に言いました何を理由に合併するのかというのは、この5つの中から、私、その5つを聞いてもらえば、後、結論が出ると思うんですけれども、1つは、地方自治法でいう住民の生命と健康、生活の保障をすること、これは地方自治法の大目的にあるわけですね。保健医療や社会福祉、社会保障、住民の日常生活の権利をする仕事、2つ目には、住民の生涯にわたる発達の保障をすること、保育園であるとか幼稚園であるとか学校教育施設、こういう仕事やね。3つ目には、住民の働く場の保障と地域システムの確立、4つ目には、自然環境と歴史、歴史的、社会的、文化的な財を保全をし継承していく、5つ目には、これらの政策目標を実現していくために住民の政治的、社会的参加システムを確立をする。大体この5つが地方自治体の基本的な仕事をする任務だと思うんですね。もちろん、これらの目標を直ちに完全に実現するものではありません。国や都道府県が果たす役割、これも明確にしなければならないし、近隣町村と共同しながら一つ一つ高めていくのも一つの方法です。

ですから、市町村の合併の論議は、これらの目標に向かうためにどの程度の規模が最善なのかどうか、ここにも大きな問題があるわけですね。俗に言う政令市になって、大きいことはよいことだという考え方は、私は間違っていると思うんですね。例えば、俗に言う議会の中で皆さんが思っておられるのは、大きい道路ができて、自動車がたくさん走って、高いビルが建って、人口が増えて、駅前が区画整理をされて、新幹線や飛行場が近くにあって、原子力発電所などのエネルギー政策や環境を破壊する開発をすれば発展をするというこれまでの認識を、これが本当によい政治なのかどうか。そのために莫大な資金を投入することが本当にいいのかどうか大いに考えさせられる、そういう問

題ではないでしょうか。

ですから、私は何を理由に合併をしなければならないのかお尋ねするんです。そうすれば、町長は地方分権に基づいてその受け皿としてやる、多分こう答弁、返ってくると思うんですね。私、だから地方分権について、私の思いを述べて、合併問題について町長に再度の答弁を願うんですが、市町村合併の推進の問題として、地方分権の推進に応じなければならない、こういう意見を町長、全面に出しておられる。私は、これはそれを理由に合併するのは間違いだと思うんですね。それは規模が小さいと何ができないのか、制度上何ができないのかお尋ねをするんです。

昨日から言いますように、地方分権というのは国の権限を都道府県や市町村に分ける、つまり基礎的自治体の権限は強化されること、これが第一の目的であります。事務量の量ではなくてその町の、海田町の自己決定権が拡大をする、これが地方分権なんですね。

それから2つ目には、広域的な行政需要に対応するため合併が必要になる、こういう意見がありますけれども、消防であるとかし尿やごみ処理であるとかという広域行政に何が問題なのかという、地方自治法で定められている広域行政、この制度が地方分権ではばっさり切り捨てております。これは地方公共団体に国が介入することになるわけです。自治体の自主性に基づくもの、否とするものですね、ここに問題がある。ここに何で町長食いつかんのかと、県の町村会の役員もされておられる、なぜなのか。

3つ目には、少子高齢社会に対応するため合併が必要だ、これまでもいろいろ町長の答弁で返ってきましたけれども、合併してもしなくても、市町村の規模が小さいから起きた問題ではありません。逆に、規模が拡大したところで少子高齢化がとまるものでもないんですね。

4つ目には、合併すると厳しい財政状況に対応できるという件がありますけれども、合併して効率的な行財政を実現をする、行財政基盤を強化するという意見は、私は的外れだと思うんです。財政が厳しいから合併するという言い方は、合併論議の中で多くの人々の心を動かしておるのも事実です。それは政府の財政状況が厳しいので、これから小さな自治体の面倒を見ることができなくなる、これ、政府が勝手に言うところだ。それで、おどしとして地方交付税が減額をされる、昨日の施政方針の中で5兆円、2兆円がこの具体的なあらわれなんです。こうした政府当局のいろんな陰になりひなたになってそういう説明がなされて、小さな町村でいると自分たちの生活に必要な政策も危なくなるというのが、こういう不安をかき立てておるのが事実なんですね。とにかく合

併によって、何はともあれ財政規模が大きくなることが一つの安心感を誘っている。これは何の根拠もないし、どういうんですかね、錯覚に陥る問題なんですね。財政状態が厳しいから市町村合併が必要であるという町長の考え方は、これまでのやり方の失策です。合併すると現在の経済状況がよくなると思っているのかどうか、お尋ねをします。

5つ目には、合併のための財政策は地域経済の活性化に役立つかどうかという、合併特例法で、あるいは建設計画の中でいろいろあっても、国の財政支援は今のところ10年ですね。よう延びても15年なんです。期限が切れとる。長期的に将来にわたって財源を支援をしてくれない、それはそうなんです。もともと合併というのは国の財源を削減するために打ち出したものですね。今3,200の地方自治体がありますけれども1,000にするという、最終的には300にするというんでしょう。もっと大きな立場で見れば、道州制にするという、全く大企業のディベロッパーですよ。不動産業者に金もうけをさせるために、そういう組織づくりをするというのが最終的なんですよ。ですから、政府が言う財政支援は建設関係と関連業者だけ潤って、町民や中小零細企業、ほとんど無縁なんですね。

6つ目に、これは合併問題の最後ですが、貧乏な団体、借金を背負った団体が幾ら集まっても金持ち団体にはならないということです。確かに財政の規模、総額は大きくなりますけれども、住民1人当たりの財政規模が大きくなって、1人当たりで見ればかなりの額になるという錯覚に陥るだけのことであって、逆に、都市計画税など負担をさせられると、これで金額が太くなって1人当たりの総額が大きくなる。いかにも何か潤ったような気がしますけれども、それは政府のねらっている合併策動の土俵に乗ったものと、一番泣きを見るのは国民であり町民であるんですね。

こうした地方分権に基づく広島市との合併については、私は間違いだという、こうした自治体の本来の役割、また地方分権に基づいて町長が自分の任期中に合併をするということは、町政を私物化することと同じじゃないですか。私はそのことを言っているんです。町長の見解をお尋ねするわけです。

さて、なかよし実習所についてお尋ねをいたしますけれども、私はこのような文書を町の職員が説明せにや、ああいう文書はできないと思うんです。ここにコピーしたのがあるが言い切っとるんですね、2003年度には合併する言うて。なぜそうなるのか、町の職員が任務を放棄しとるから、結果的にはそうならざるを得ないというように思うんで

す。私はこの文書、あるいは間違っている見解であれば、町長はこの議会で陳謝をしながら是正をしていく、これはどうなのかお尋ねをするんです。

障害者対策についてもお尋ねしますけれども、私は1月15日、せっかく政務調査費をいただいたので、もっともっと町民に生かすということで、西宮の青葉園に行ってきましたけれども、ここの障害者全体に対する施策はやっぱりすごいものがありました。町長や議会が町民の主人公じゃなかったです。障害者が市民の主人公でした。ですから建物でも非常に神経を細かく使って、施策の面でも、行政の面でもいろんな面で問題にならない、本当にすばらしいものがありました。やっぱりこういう障害者が主人公のまちづくりが市民全体を優しいまちづくり、暮らしやすいまちづくりにつながっているんですね。そういう姿勢を、ああした大型公共事業に目を向けたような行政ではなくて、町民全体に優しいまちづくりを進めるために、再度第3次総合計画の柱に沿って、福祉分野のこうした障害者が一番遅れているんですが、それを優先させるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）初めに、何か町の中に意思統一ができていないんじゃないかと、こういうご質問もあったわけでございますけれども、名前を言うてもらや一番ええんですが、それはやれんということでございますので、私は理解はされておると、こういうように考えておるわけでございますが、これからなお合併問題については、職員を挙げてやはり対応する必要があるということから、一層職員にもそのような考え方を周知、徹底をしてまいりたいとこういうふうに思います。

それから、単独町政についても真剣に考えるべきではないかと、こういうご質問もございましたけれども、合併問題についてはいろいろな考え方があろうかと、こういうふうに思いますけれども、私が町の責任者としてこれまで答弁申し上げてきたとおり、広島市との合併を進めていくべきだと、このように考えております。

また、そのことが先ほど来、私物化しておるのではないかと、こういうふうなことのご質問もありましたけれども、私はそうではないと、やはり責任者として自分の考え方を出し、それにこれから住民の皆様にもいろんなご検討をいただき、ご意見をいただきながら進めていき、その結果によって、これは当然、議会の皆様方の議決も得にや何もできんわけでございますけれども、そういうふうなことを周知、徹底を一生懸命図っていくと、こういう手順が要るわけで、私がそういうように申し上げたからそれで確定した

と、こういうもんじゃございません。ただ、責任者としてはこうありたいという方針を述べ進めてまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

また、住民投票につきましては、議会制民主主義を軽視する可能性のある住民投票制度の導入は考えておりませんということをはっきり申し上げておきたいと思います。

それと広島市との合併の必要という理由についての質問でございますが、海田町と広島市安芸区は、実質的には一つの都市としての様相を呈しており、海田町といたしましては長期的かつ広域的な視点から、拠点地区にふさわしい駅前周辺整備や道路、交通網等をはじめとする都市機能の整備を推進するとともに、広島都市圏東部地区の均衡ある発展と地域住民の福祉の向上を図ることが求められております。

また、地方分権の推進はいよいよ実行段階を迎えており、住民に身近で高度なサービスを的確に提供するために、自治体の行政体制の一層の強化、行財政基盤の充実が求められ、全国的に合併の大きな流れが進んでおります。国においては、合併特例法における財政支援を延長しない旨の方針が決まっております。こうした中、国、県の支援を受けることができる合併特例法の期限内に合併を進めることが住民の皆様にとって最もよいのではないかと、このように考えておるところでございます。交付税につきましては担当の方から答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）広域行政によって、合併でなくても住民の福祉の向上というのは実現できるのではないかと、地方分権に逆行しておるのではないかと、というご質問についてお答え申し上げます。確かに広域行政を進める中で、海田町もごみの問題でございすとかし尿の問題とか、そういうようなもののサービスを実現してきたわけでございすけれども、ただいま町長が答弁いたしましたように、海田町というのは安芸区のだ真ん中と申しますか、まさにこの広島市域の東部の発展する卵の黄身のようなところに当たっているわけでございまして、海田町単独で人口3万の中で、周辺部分と手を組んで広域行政という、進めていくという考え方も確かにあろうかと思っておりますけれども、やはり人口100万を超えるような大きな自治体の中で、さらに密度が高い質のすぐれたサービスを提供する方法の方が、住民の方にはより好意を持って受けていただけるのではないかと思います。

それから地方分権というのは、これまでの国の中央集権的な管理から、自治体が自己責任において、どのような仕事をしていくかということを決めていこうとい

うシステムでございまして、確かにこれまで国が進めてきた、現に行き詰まっている形を変えていくということではあるかと思います。その場合に、財源そのものがすべてではないと思います。合併特例法があるから、交付税が増えるから、ただそれだけのために合併をしなければならないというわけではございませんけども、しかし高齢化がどんどんどんどん進んでいって、今のような国の経済成長、現在の日本の社会福祉制度というのは少なくとも2.5%程度の経済成長が見込めないと、維持できないというのは、これはもう5年も10年も前から言われていることであって、現実には財源のないような施策というのは絵にかいたもちになりかねないわけでございまして、したがって財源の問題というのはすべてではない、それに勝るのはやはり住民の意見を聞いた施策であるというのは、我々も重々承知しておりますけども、この財源そのものも上手にうまく使いながら、これからの行政をかじ取りしていかななくてはならない、そういうふうに考えております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）それでは交付税の算定替の件について一言申し上げます。現在行っております一本算定というやり方で、広島市の中に海田町の面積、人口、それから国、県道、国道、県道等全部、海田町が広島市であったと仮定するなという算定の方法で、現在試算した額がその額でございます。都市計画税との差をちょっと申し上げられたようですけれども、都市計画税とはまたこれは税のことですので、別の考え方で、これは都市計画税は町であろうが取ろうと思えば取れる制度でございますので、現時点で広島市の中に海田町があると想定すると5億幾らの増額分が見込まれるということです。

それともう1点、この算定替の条文について、若干疑義が生じたので、昨年、県を通しまして総務省へ問い合わせをしましたところ、中核市でない市と町が合併をして中核市になるという場合、以前その市は中核市ではなかったけれども、合併することによって中核市になるという場合はこの算定替を用いると、もともと中核市であったとしてという算定をするのだということになりますので、そうすると数値が上がってくるということになります。そうすると、政令市の場合どうなるかということで、また再度問い合わせをしまして、年明けに一応回答をいただきました結果、広島市は政令市であると、海田町はもちろん普通の町であるといった場合、合併した後の算定替では政令市であったとみなして算定をするということになりますので、もっと数値が上がってくるのではなかろうかということで、現在ちょうど予算等の忙しいときでありますけども、広

島市さんにもお願いし、町の方の財政の方でも数値のやりかえをちょっとしようじゃないかということで、担当者で頑張って今数値の見直しをさせていただいたところなんです。これは大きく上がるかどうかというのは、ちょっとまだわかりませんが、そういう観点で見直しができるということがわかりましたので、今見直しをさせていただいたので、今の5億幾らというのが増えるというのが、そのままではないだろうというふうには考えております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それでは障害対策の方の質問にご答弁申し上げます。まず第1点目のなかよし実習所のことでございます。確かに1月21日付けの保護者会へ向けての運営委員会の文書を私も見させていただきました。その中で2003年度には合併する、現在地は1年ごと、合併後はどうなるかわからないと、こんな表現で確かに非常に誤解を招きそうな保護者会への文書が出されております。これにつきましては、最初に町長の方から答弁がございましたように、即担当の方で行って、こういう誤解を招きやすいような表現で文書を出されることについては注意を喚起した、これまでのなかよし実習所の長い間の経過を見ますときに、非常に就労促進事業として、町が町の所有する普通財産を、土地、家屋を貸し付けて提供してきて、就労促進事業として小規模作業所を運営をされてきた、これは10年以上、20年近くの経過がございますから、そういう意味では非常に独立体ではありながらも、町と我々の連携のかかわりは深いというふうに私自身も認識をしておるところであります。

そういう意味では、我々の方もこういう文書がぱっと流れてしまったということについては非常に残念でございますけれども、あくまでも私どもの担当の方がそういうふうな指導をしたとかいうふうなことでもございませんし、確かに、実は広島市の場合はなかよし実習所もご存じでありますけれども、法人化をされて初めて、市有地の無償貸し付けをして、法人化をされた団体にはそれを使用貸借させていただいて、施策展開をしています。そういう意味では、そのなかよし実習所そのものに、新聞報道にありますそういう合併の機運というものが、少なからずともその辺のところの焦りといいますか、そういうものが出てきて、保護者会へ向けてこういう文書が流されて、法人化へ向けて何とか皆さんで一丸というふうな趣旨なのかなと、こういうふうに理解をしておるところです。

実は先般も、私自身もなかよしの方へ行きまして、法人化へ向けてのひとつ積極的に、

やっぱり小規模作業所のままでいつまでもということではなくて、法人化へ向けての動き、あるいは保護者会が一丸となって、そういう安定的に作業所、あるいはこの授産施設として運営できる旨のお話をさせていただいたところでございます。そういうことでございますので、今後とも連携、そういうふうな誤解のないような連携を深めながらやっていきたいと思いますのでご理解を得たいと思います。

それから障害者の問題について、総合基本計画の中でいろいろ西宮の施設等を見られて、ご提言をいただいたわけであります。障害者を主人公として、優しいまちづくりをする、これは大きな視点でございますので、我々の方も総合基本計画の中でうたっておりますけれども、それぞれの分野において、大変な寄附金を要するような課題も抱えております。ですから、私どもの方の所管としては、それは大きな柱として障害者対策にも向かって行かなければならない、そういう意味で今年度、来年度に向けて身体障害者のデイ、あるいはミニデイについては、他団体でもそんなにやっておられないような事業でございますけれども、そういうソフト、機能を少しずつでも充実を図っていききたいと、こういうことで取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、さらにご理解をいただいたらと思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）私、合併問題で先ほど、何を理由に合併しなければならないのかというのが見えてこんのです。大きな問題なんです。合併をする方針を、町長、出したと言っても、何を理由に合併するんか。地方分権、受け皿じゃ、今助役が言うのに安芸区とか東部地区を拠点としたその玄関口であるとか、住民に身近な高度なサービス、海田町今高度なサービスしてないの。安芸区のだ真ん中で密度の高いサービス、それはほかの行政区は、安芸区のこと考えられんことです、私に、行政区以外ですから。海田町の住民の立場に立っているには、ほかのことを考えんでもいいわけです。これは広域の中で考えればいいことであって、高いサービス、果たして広島市と合併して安芸区になって、高いサービスが受けられるのか。その高いサービスは何かと、そのためには何が障害になっとるんだと、何を理由に合併しなければならないのかという、私は聞いておるんです。

ですから、さっき言いました市町村の基本的な5つの役割ですね。地方自治法に基づく生活と健康の保障、あるいは学校の問題であるとか地域環境を守る、いろんな問題があって、その中で何が問題なのか、自分の任期の中に合併しなければならないのか、見

えてこんのですよ。ただ、地方分権で期限が平成17年度の3月で切れとるから、そこまでに早く合併する、それが自分の任期中じゃ言うのが、私はそれは私物化しとる言うんです。町の職員だって、もう合併するから、私らから見たら活力ないですよ、任期を放棄しとるわ、事務を。私は、町長はここで喝を入れるんですよ、職員に。単独町政もあり得ることじゃし、将来町民の立場に立って、この機会に洗い出しをして、町民の立場に立って行政をやる、これが町民主人公の立場じゃないんですか。町長の姿勢が職員みんなにそれがうつとるんですよ。私はそう思うんですよ。財源の問題ではない、じゃ何を理由に合併するのかようわからんのです。この問題はここで解決するような問題じゃないですから、今からどんどんそれを論議をしますけれども、私は合併問題で町長がそういう12月に方針を打ち出し、施政方針の中でそういうのを明らかにしたから、何が問題があって、何のために、どういう理由で合併しなければならないということを明確に答えてください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）海田町の広島市との合併の必要性について、いろいろお考えはあろうかと思いますが、私は広島市と行政サービスに相違があることや、一体的な地域開発や土地利用がしにくいなどの問題点を解消するために、日常生活圏の一体化に対応したまちづくりを行う必要があること、また、旧安芸郡の政治、経済、文化の要衝として発達してきた海田町を、長期的かつ広域的な視点から、拠点地区にふさわしいまちづくりをする必要があること、近年の地方分権の流れに対応し、行政能力や財政基盤を強化して、今まで以上に自主的、主体的かつ迅速に行政を運営できる体制づくりが必要となること、4つ目に政令指定都市としてのサービスを受けることができること、大体このようなことから私の考え方、方針を本議会で施政方針で申し上げたわけですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）11番、原田君。

○11番（原田）11番、原田でございます。活力ある地域経済をはぐくむまちづくりについて、6点ほど質問させていただきます。これは第3次海田町基本総合計画の中の第6章のことですが、具体的施策を掲げておられるんですが、それについて質問していきます。

まず第1に、農業振興の具体的施策として、農住組合による土地区画整理事業等の推進を掲げられてあるんですけども、現在、何か進展があったのかどうかお伺いいたします。

す。それから、第2点目、林業振興の具体的施策の中に、森林の保全、整備を掲げておられるのですが、いわゆる林業を営まれる方々とのどのように展開されておられるのでしょうか、お伺いいたします。第3点目、水産業の振興、特にカキ養殖の振興については、生産体制の改善促進や漁場環境の改善について述べておられますけれども、いわゆるカキの業者の方々との連携の進展について問うものであります。4点目、工業振興の施策の中で、工業生産環境の整備がうたっているのですが、環境共生の工業地形成の進展はどのようになっているのでしょうか。5点目、商業、サービス業の振興の中で、特にうたっているのが経営基盤の強化というのがございます。経営の安定と近代化を図るため、必要な資金の円滑化のため、中小企業融資預託金の充実が書いてあります。この町預託金の制度について、見直しの時期が来ているのではないかという見解を示される方がおられるわけですが、実際のところの運用については、今後どう考えておられるのかお伺いいたします。6点目、勤労者の生活の安定と向上の施策の中で、就労機会の確保というのが書いてあります。特に目立って感じたのは女性、高齢者、障害者のこと、いわゆる弱者と言われてきた方々のことは書いてあるんですが、現在のこのような景況の中で、いわゆる男性のことであるとか健常者のことについてはどのようにお考えになっているのかを伺うものです。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）原田議員ご質問の活力ある地域経済をはぐくむまちづくりについてのご質問にお答えします。まず、1点目の農住組合による土地区画整理事業等の進展状況についてでございますが、農住組合による土地区画整理事業等は都市化が進み、農業環境が悪化する中で、良好な農地を残し、農地と宅地が混合しない総合的な土地活用を図るための有効な手段の一つでございます。本町の場合、このような地域として比較的まとまりのある農地が残されている稲葉、三迫、東地区を対象地域としております。過去に調査を実施しておりますが、現在まで地権者の相互理解に基づく合意形成に至っておりません。現在は地権者の意欲の盛り上がりを待っているところでございます。

次に、2点目の本町の林業についてでございますが、昨年、森林法の一部が改正され、現在、広島県の指導を受けながら、海田町森林整備計画の整備を進めているところでございます。この中で造林や伐採に関する樹種や木を伐採する年数等について標準的な方法を示しているほか、森林区分を明確にし、本町の森林のほとんどは山地災害防止機能を増進させる必要のある県の保全林として位置づけております。現在、本町には林業に

従事される方はおられません、森林整備計画の見直しを進めながら、将来的な整備方針を確立させるとともに、県の保全林として土砂の流出、山林の崩壊を防止するための施設整備について関係機関に働きかけ、努力してまいりたいと考えております。

次に、３点目の水産業の振興についてでございますが、広島の特産品であるカキの養殖に携わっておられる方は現在本町に４名おられます。業者の方々は広島市安芸区にある海田市漁業協同組合に所属されており、漁場は広島市南区や佐伯郡沖美町などでございます。水産業の振興は事業主の努力に負うところが多くあるかと思いますが、漁場の整備については、漁場のある市町村が国や県の補助を受け、実施することとなっております。海域がわずかで環境も悪いため、漁場のない本町では、漁場整備の取組みは困難な状況でございます。現在、該当する国、県の補助制度も少なく、苦しい経営状況を少しでも緩和させるため、水産業に携われている方々に対して漁業共済、漁船保険、船主責任保険の保険料の一部を助成しておりますが、今後も関係自治体との整合を図りながら、漁業経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

次に、４点目の環境共生の工業地形成についてでございます。ご承知のとおり、本町の工業地域は宇部コンクリート、広島ガスの縮小、日本ハムの撤退と、以前に比べて大きく変化をしております。臨海部の開発につきましては、県を中心に広域的視点に立った計画づくりが進められており、道路網の整備は徐々に進んでおりますが、環境共生の工業地形成につきましても、進めてまいりたいと考えております。

次に、５点目の預託金制度の見直しについてでございますが、現在行っております中小企業融資制度の見直しは考えておりません。しかしながら、よりよい制度とするため、同じような制度を持つ他市町の動向等を見ながら、商工会、金融懇談会の意見を伺い、調査、研究を行いたいと思っております。

次に、６点目の男性健常者の就労機会の確保についてでございますが、総合基本計画の中で特に項目を設けているのは、就労機会の確保が難しい社会的弱者に対して述べているものでございます。今後とも雇用の安定等就労機会の確保に向け、情報提供していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）原田君。

○１１番（原田）再質問いたします。この６項目の質問は、地域経済をはぐくむということで第６章に上がっている総合基本計画の中から抜いたものですが、では、林業の方はなりわいとしてやっておられる方がおられないということですから、これについて

保安林というか、そういう方向で考えると、安全を考えた森林づくりをしようということですが、例えばカキの問題一つにとっても、あえて名前は言いませんけども、ある町ではいわゆる水産業の一環の中で、どうしたらおいしいカキが育成できるかとかいうようなことを研究しているところもあるわけです。その窓口として、地域経済を活性化する意味で海田町のカキですよ、海田町でとれるわけじゃないんですけども、海田町の業者がつくられたカキです、海田のカキというような名称で外へ向けて発信ができるようなところを窓口として、海田町がとらえることができないかということです。

工業地の部分、これは非常に撤退されて、なくなっていった、第2次産業がもうなくなって、物を売る、情報を売るというような第3次にかわったんですが、ここに撤退されるという情報、うちは工場を閉めるよ、これをどこかに売りますよというような話が、町の方としてその情報がキャッチできるのはどのあたりなのか、結果として、もう起きたよというところでキャッチされてきたのかどうかというのが1つ、6つの項目、全部リンクするんですが、例えば研究所を設立するところがどこか探しているよとか、工場じゃないですよ、情報の発信としてですね、そのような情報が入ってこないのかどうかというのが心配なんです。もう出ていかれるから、もうしょうがないですね、次は販売店が来られましたということも、いわゆる地域経済にはつながるかと思うんですが、実際に町内へ居住される方の就労の雇用、安定にはつながっていったようなところがあるかに思います。

それと5点目に聞きました今の中小企業の預託金制度ですけども、1,000万借りて5年以内の場合に金利が1.05%、5年を超えるものについては1.35%だそうです。これについて今町長の方からお話がありましたが、商工会とか金融懇談会のお話の中で、金融懇談会、いわゆる各銀行さんが入っておられますけども、非常に制度融資ですから、受けた以上、この金利で動かなければならないけども、借りる債務者の方は非常にうれしい話ですが、銀行側としてなかなかお受けできませんよというのが実情だと言うんですよ。金利が低いから銀行の方の利ざやが少ない、いわゆるマイナス部分の方へ発展しそうだというのが現状だそうです。だから例えば、金利の見返りをするとかいうようなところもあわせて考えていかないと、受け手のない部分の制度があっても、商工会からの方の紹介状とか推薦状とかも書いても、受け手がなければなかなか難しい制度かなというふうに思います。

それと、これ、全部ひっくるめてもう一つは、ふるさと産品ということでいろいろや

っとられると思います。これも地域経済の活性化につながればと思うんですが、原材料、例えば海からとってくるもの、おかでとれるもの、これについて、はいじゃ海田町のふるさと産品にするべきものは何なんだろうかという模索をされとると思います。じゃ、例えば農作物、これをうちの町としては売りに出そうよということであれば、その話をいろんな機関へ通して、じゃ、おたくの農地ではこういうものをつくっていただけませんかというようなところへ発展をさせていく窓口が欲しいような気がするんですね。

皆さん、日常の業務に追われておられるとわかるんですが、もう一つ、その観光課ではないですけども、今どこの担当なんですかね、建設課ですかね、農業関係がありますが、それとは別に、いわゆる地域経済を活性化する意味でふるさと産品に基づくような、今特別な課の創設をしてみたらどうかなというような気もします。それで野菜が入る、肉が入る、魚が入る、うちではこんなもんがあるよというのが情報発信として出ていければ、少しは海田町をアピールできる、また、新しい部門で何名かの雇用が考えられるかもしれないというような気がするんですが、その点についてはどのようにお考えか伺いたいします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保） それではカキ養殖についての原田議員の再質問にお答えします。ご指摘のおいしいカキづくりに対しての施策なり企業者の努力についてでございますが、基本的には、そういう営業にかかわることは事業主の努力に負うところが多いございますが、町行政といたしましてはこれらの品種改良、それとかおいしいカキづくりを目指すという目的のために、広島県栽培漁業協会、これは広島県の水産政策に呼応しまして、栽培漁業の推進に必要な重要魚介類のふ化とかそういう育成に関する事業を行っておるところでございますが、そういうところの協会に加盟いたしまして、栽培漁業に関する技術の開発、それと知識、そういうものを指導していただきまして、体制づくりに生かしていくという目的で、こういうところに入っております。

今現在、宮島町の方の大野の沖なんですが、その辺で培養と申しましょうか、かなり小さな泡を出して、それによって水中の中に酸素を組み入れて、そういうことによって赤潮対策ができるんじゃないかという事業の取組み、そういうものもございますし、それが思わぬ副産物といたしまして、今広島のカキが2年物が出ておりますが、1年物もございますが、それは粒が小さい、2年物が通常でございますが、そういう酸素の取り入れによりまして、1年物の粒が2年物と比較して遜色ないぐらい大きくなってくると

というようなもの、そういうものを紹介したりしておられます。

それともう一つ、おいしいカキをつくるには山を育てろということがございます。これは岩手県の実例もございまして、かなり成功をおさめておられるようですが、我が県もご多分に漏れず、その森を育てるということで、広島県の緑と水の森林公社、これらに加盟いたしまして、太田川に関連する関係35町村が出資いたしまして、森林、吉和の方にもございますし、太田川の源流、それらの観葉森林を整備すると、この広葉樹から出ます栄養分、栄養を含んだ水が川から流れてカキがおいしくなると言われております。こういうことに対しても、町といたしましてはかかわっていくということで、おいしいカキ、ひいては将来的になろうかと思いますが、海田のカキという復権を目指したいということで、今後一層漁協の方にも働きかけて、少しでも海田のカキというものが世の中に出ていくような協議なり、お話し合いなり、そういうことを含めて指導なり相談なりを受けてまいりたいと、このように思っております。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）まず、ふるさと産品の窓口を設けたらどうかということでございますけど、現在、地域振興課を中心として窓口に当たっております。それに企画課がそれをお手伝いするというか、一緒にやっておるものでございまして、現段階ではそのような機能は十分果たしておると考えておりますので、新たに課を設けるというようなことは考えておりません。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）臨海部の企業の件でございますが、これについて事前に協議を受けたことはございません。また、商工会の中に工業部会がございますので、こちらの方と連携をとっていきたいと考えております。また、中小企業対象の融資制度につきましては、現在行っております制度について、来年4月にペイオフの関係で影響が出てまいりますので、これにあわせて今後研究を重ねていきたいと思います。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）工業地域の撤退等の情報ですけれども、過去の事例で言いますと、例えば開発行為等でしてくるというのが現実でございます。企業内の情報ですので、なかなか漏れ聞くことはないわけですが、現在では県の地域振興部等、情報の収集、交流等を図っているところでございます。

○議長（河野）原田君。

○ 1 1 番（原田）現状をお話ししていただいたような気はするんですが、先の佐中議員さんの合併に関する質問等も重大な問題でございますし、私が例えば課を増設してはどうかというようなご提案をさせていただきましたけども、これも人員、行政改革の中で減らしていこうかというのに課を増やせという、逆行した発想で提案したわけですけども、今日質問させていただいた項目、それぞれは今ご回答いただいたところですが、じゃ、これ、今それぞれの担当課でお話いただきましたが、皆さんの中で意識改革ができてんのかどうかというのが一つはてながあるんですよ。現業が忙しいからというところはわかるんですが、もう皆さん、本当にここで答弁されることは、いわゆる町長に成りかわって言われている部分は認識していただかなきゃいかんという部分と、町長の、言葉がよくないですが上位下達というんですかね、町長の施政方針の中身はこうだと、皆さんがよく周知されて、その上で答弁されるというところが要ると思うんです。

今日、一般質問させていただいた中身については、第3次総合基本計画の中からしたわけですが、この中身がそれぞれの担当課以外の方、皆さん全部熟知されて、熟知しようというところの意識はもう完全に徹底したのかどうかというのが、これは答えにくいでしょうからしていただきたいと、合併の時期についてもいろいろと話が出ておりますけども、非常にもう皆さんすごい忙しさだろうと思います。それを十分熟知させていただきたいと思います。

それと最後の質問になるかと思いますが、町預託制度の金利に関しまして、これ、早急に結論を出されないと、商工会さんへ1回窓口になって、今なっていると思うんですが、商工会の恐らく発展的に解消しようというような動きが見えるように思います。この時期について、早いうちに検討するのだというところについて再度お尋ねいたします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）金利につきましてのご質問でございますが、今月、商工会と海田町内の金融懇談会との会議がございますので、そちらの方で改めて、商工会並びに金融懇のご意見を伺いたいと思っております。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は40分。

~~~~~○~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

9 番、宮坂君。

○9 番（宮坂）宮坂です。本日、1 問ほど質問をいたします。広島市との合併のデメリットをどうとらえるかということで、広島市との合併問題については、先ほど来、多くの議員が質問されております。メリットについては広報等でも出ておりますし、そのとおり町長の答弁にありました安芸区の一体的発展とそういった面で大きなメリット、私もあるとは思いますが、デメリットを考えた場合、私が一番大きいものとするのは、海田町が広島市の一地域になってしまうことであると、そのように考えております。

海田町のままでいた場合、この町のことは3万町民の代表、すなわち町長が提案し、私たち議員が決定できます。しかし合併した場合には、約120万市民となるその大きな広島市の3万人という小さな地域になってしまいます。広島市にとっては必要な事業であっても、海田町にとっては、海田地区ですか、海田にとっては受け入れがたい事業も認めざるを得なくなることが生じると予想されます。逆に将来、海田にとって必要な事業が後回しにされることも十分考えられます。

今後、町長の方針では任意の協議会を立ち上げるつもりらしいですが、そういった協議会で合意があったとしても、それはあくまでも海田町との合意のことであって、120万市民の広島市全体、あるいは今後いろんな自治体で合併協議、進んでいくと思いますが、そういった合併協議を行うであろうと思われる、そういった自治体と海田町の今後の合併協議、そういったものの協議は非常に困難なものになるのではないかと考えております。海田町のことを海田町民で考えられなくなる、そういったデメリットを町長はどのようにとらえておられますか、質問いたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）宮坂議員のご質問にご答弁申し上げます。広島市との合併のデメリットについてのご質問でございますが、海田町の合併につきましては、広島都市圏東部の拠点地域としての位置付けをより明確にし、海田町が、また安芸区が今後どのように発展すべきかを視点に考えるべきではないかと思っております。この地域、安芸区が一体的に発展し、住みよい町になることこそが、海田町の住民にとって幸せにつながるのではないかと考えております。ご懸念の住民の意識が反映しにくくなるのではないかと、こういうことでございますけれども、これは地域審議会等の制度の導入によりまして、住民の意見を反映することができると考えております。今までも事あるごとに、広島市との合併は避

けて通れない問題であると言ってまいりました。広島市との合併を考えると、この時期の合併が海田町にとっても広島市にとっても最良であると、このように考えておるものでございます。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）地域審議会制度というのは、やはり広報「かいた」にも出ておりましたけれども、では反対に、現在町長の考えておられるこの安芸区の一体的発展ですよ、そう言ったのはどのような構想を持っておられるのか。私たち、今海田町民でありますから、海田町が発展することが一番大事だと考えております。ただ、合併した場合には安芸区、海田地区、安芸区の中の海田地区になりますよね。そういった中で反対に、このたび施政方針でもありましたように、全然、第3次総合計画でも考えていなかったような構想が出ております。これは考えようによっては、安芸区の一体的発展というよりも海田地区の発展、海田町民の利益を先に重んじた町政であるというふうにとらえてもよろしいと思うんですけども、そうすると安芸区全体の発展を後回しにされる方向でやっているのではないかというふうに、安芸区の方からは声が出るんじゃないかと、そのような懸念も考えております。そこで町長が今現在考えておられる安芸区の一体的発展とは、具体的にどのようなものであるかというのが、今現在お答えになれるのであればお答えになっていただきたいと、このように考えておりますけどもどうでしょうか。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）安芸区の一体的な発展ということでございますが、これにつきましては、本町の場合は第3次総合基本計画でのまちづくりの方向を示しておるところでございます。広島市の方におかれましても、当然、この安芸区の具体的なまちづくり構想というものをもちにしておるわけですから、道路の関係であるとか施設の関係であるとかいうことについては、この地域、安芸区のどこに、また海田町の中に何がということとは、今後の広島市との建設計画の中で具体的に協議がなされていくというふうに考えております。その具体的な情報につきましては、逐次、議会の方からもその任意協議会の中に出席していただく予定になっておりますし、町の方からも必要に応じて議会の皆様方の方にも提案し、いろいろご意見を賜っていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）2番、西田君。

○2番（西田）2番、西田です。提案を含めて大きく5つの点についてお尋ねいたします。

まず1つ目といたしまして、文化財情報の電子化及びシステムの構築についてお尋ね

いたします。近年、社会の各分野において情報の電子化が進み、ネットワークが躍進的に浸透しています。政府は2003年に向けて、世界最高水準の電子政府の実現を目指しています。課題として、地方公共団体のすべての電子化に向けた具体的な数値目標とスケジュールの設定が上げられています。また、プロジェクトとして地方情報、文化遺産などについて電子化の整備、ネットワークによる公開が検討されています。

一方、海田町では町民のサービス及び行政事務や財政運用の効率化の向上を図ることを目的に、所信表明でも申されましたように、総合行政ネットワークの一環である公民館などの公共施設をつなぐイントラネットのハード整備も来年度ほぼ完成すると聞いております。これらを踏まえ、ソフト面の強化としてまず進めるべき地域情報の電子化に関しては、平成13年の6月議会で質問し、文化財の情報提供に関して、12月議会で質問したところであります。

そこで第1点の質問ですが、海田町としても文化財情報に対して電子化を図り、学校教育や生涯学習、さらには地域振興への電子化された情報の供用を進める必要があると考えますが、文化財情報の電子化などがどの程度進み、住民などにどのように提供していくのかをお尋ねします。2点目は、電子化された文化財情報の供用システムの構築に関して、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目ですが、電子投票制度の導入についてお尋ねいたします。前質問で述べたように、電子政府へ向けての動きは現在進みつつあります。選挙業務に対しても、それを電子化することで開票の稼働を削減するとともに、開票時間を短縮することが期待されています。現在、模擬投票など実証実験を進めているシステムもあります。町内では各投票所（公共施設）がオンラインで結ばれ、各所内業務の電子化も進みつつあります。

一方、インターネットの発展に伴い、各家庭のコンピュータが投票を行うことも可能な環境となりつつあり、研究や議論が進められています。ただし、家庭や投票所をオンラインで結んでネットワークの電子投票を実現するには、本人認証など解決すべき点が散在しています。そこで電子投票の導入形態には、選挙人の投票の仕方で3段階に分けられていると思います。1つは、選挙人が指定された投票所において電子投票機を用いて投票する。2つ目として、指定された投票所以外の投票所において投票できる。3つ目といたしまして、投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する。これに関しては、住民票コードという提案が出されてきておりますので、その方向には進みつつあると思いますが、いろんな点に問題点が山積しております。

そこで当面、地方選挙で①の「選挙人が指定された投票所において、電子投票を用いて投票する」の見解を、総務省は「電子投票機器による選挙システム研究会」の中間報告に示されていますし、本町でも公民館など公共施設の総合行政ネットワークの整備が完了しつつあり、電子投票できる環境は整いつつあると考えます。以上のことから、民意を反映する意味でも投票をしやすくするとともに、業務の効率化ならびに経費節減をねらった電子投票の導入を検討してはどうかと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

3点目でございますが、広域化に伴うごみ処理においてお尋ねいたします。広域（海田町、府中、熊野、坂4町）によるごみ処理として、安芸クリーンセンターが今年の8月から11月まで試運転され、12月から稼働されると報告を受けております。この施設の主な目的は、広域の多量なごみを効率よく処理し、ダイオキシンを含む排ガス対策であります。また現在、環境問題が共通の課題として提案され、循環型社会の構築の動きが国を挙げて進められてきています。

そこで1点目の質問ですが、安芸クリーンセンターの稼働に当たって、町内のごみ収集並びに分別に変更はないのか、変更事項があるなら早々に住民に対して収集の仕方を周知する必要があると考えます。今後どのように進めていくのか、現段階のお考えをお尋ねいたします。2点目として、現行は燃えるごみの焼却処理が中心であります。将来的には広域のメリットを生かし、焼却処理にかわるエネルギーの効率的な利用効果を目的としたバイオガспラントや、資源物処理施設などの新たな処理施設を検討する調査検討機関を海田町独自で設置すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

次に4点目でございますが、環境に考慮した特色ある文教施設づくりについてお尋ねいたします。文教施設は高度機能や快適などを求められ、電子情報の利用や使用エネルギーなどの増加が予測されます。今後の整備は、前質問で述べたように、1つは環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備もあります。もう1つは、次世代ITを活用したインテリジェントスクールであります。現在、次世代ITを活用した未来型教育研究事業として、海田中学校と海田小学校が研究指定校になっています。具体的には海田町営プール、これに関しては以前にも各議員からの質問がなされておりますが、老朽化して改修を行う時期に来ていると思います。改修に当たって、次のことを提案を含めて考慮してはどうかと4つほど上げております。

1つは、電気使用料の増加に伴い、太陽発電の利用など省エネルギー対策を施すこと。

2つ目として、水利用の増加に伴う雨水（中水）利用の対策を施すこと。3つ目といたしまして、シャワー室やふろを備えた屋内プールや基礎トレーニング室、さらには音楽などのマルチメディアに対応した文化ホール及びITを活用できる研修室や多目的スペースを有すること。4つ目として、学校週5日制に対応するとともに、高齢者との連携を進める世代を超えたコミュニティ施設の機能を有すること。これらの具体的項目を考慮するとともに、省エネルギー対策として、節水を施した環境低負荷型建物（エコケアビル）として建設してはどうか、町長の見解をお尋ねいたします。

最後に、公用車のハイブリッドカーの利用についてお尋ねいたします。前質問で述べましたように、環境対策として燃料電池利用の車やハイブリッドカーのように、環境に優しい車の利用が進められてきております。町として公用車にこのような環境に配慮したハイブリッドカーを利用してはどうか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員ご質問の2点目、3点目、5点目につきましては私から、1点目、4点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

電子投票制度の導入についてのご質問にお答えいたします。公職選挙法の特例法であります地方公共団体の議会の議員及び町の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律が成立し、地方選挙に限定して電子投票導入が可能となりました。電子投票制度のメリットとしては、疑問票が発生しない、開票作業を大幅に省力化できる等があります。選挙の効率が図り得るものでございます。本町といたしましてもこれらを踏まえ、情報化社会の進展に考慮をし、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化と迅速化を図るため、調査、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、広域化に伴うごみ処理についてのご質問でございます。まず1点目のごみ収集の変更等についてでございますが、現在坂町に建設中の広域ごみ焼却施設の名称も安芸クリーンセンターに決まり、本年12月から本稼動する運びとなりました。これに伴い本町でも、4月から一部地域で燃やせるごみの収集曜日が変更となります。現在水、土曜日に収集している地域は、月、木曜日または火、金曜日に変更いたします。有害ごみの収集日も毎月第3木曜日が、毎月第3水曜日に町内全域一斉に変わりますが、分別等につきましては特に変更はございません。これらの変更についての住民の皆さんへの周知方法でございますが、まず、町内各自治会長及び公衆衛生推進委員に、1月末に変

更の旨を通知し、地域の皆さんへの周知をお願いをいたしました。そして町広報で2、3、4月号でそれぞれ変更記事を掲載するようにしております。さらに3月初めからは混乱防止のため町内各ごみステーションに張り紙をし、周知の徹底を図っているところでございます。

次に、2点目のバイオガスプラント等の新たな処理施設の調査検討機関の設置についてでございますが、これまでも多くの議員の皆様にご提案いただいているところでございますが、地球温暖化の防止や循環型社会の形成は、環境廃棄物行政を進める上での基本理念であると認識しております。現在建設しております安芸クリーンセンターにつきましても計画段階からダイオキシン削減対策だけでなく、発電、余熱利用等の熱エネルギーの有効活用等循環型処理の推進とごみ排出量抑制についても十分検討をし、処理方式の決定を行ったところでございます。また、資源物処理施設につきましても、第3次海田町総合基本計画に現有の焼却施設の跡地利用として盛り込んでいるところでございます。そのような経緯ですので、町独自での調査、検討機関の設置は考えておりません。

続きまして、公用車のハイブリッドカー利用についてのご質問にお答えします。本町では平成14年度に保健センターの公用車として、天然ガス車である低公害車の導入を予算化しており、今後も機会をとらえて検討してまいりたいと考えております。それでは1点目、4点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）文化財情報の電子化についてお答えをいたします。現在、教育全般に関する情報を積極的に公開していくことを目的にしまして、教育委員会内におきましてホームページ作成班を組織しておりまして、ホームページの作成を鋭意進めているところでございます。ご質問の海田町内の文化財につきましても、学校教育や生涯学習に活用していただける親しみやすい内容に心がけながら情報を発信してまいります。

また、新年度の新規事業といたしまして、生涯学習に対する住民の理解を高めますために、生涯学習情報紙を定期的に発行することにしておりまして、こうした広報媒体にも文化財情報を積極的に掲載してまいりたいと、こういうふうに思っております。

次に、ご質問4点目の町営プールの改修についてのお尋ねでございますが、昨日も住吉議員のご質問に町長の方からお答えしておりますとおり、これまでも多くの議員の皆さんからのご提案をいただいておりますこの仮称スポーツセンターの建設にかかわりま

して、基本計画に着手いたします。その規模、内容等につきましては、これから多くの皆さん方のご意見を伺いながら計画づくりを進めてまいります。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）まず、文化財情報の電子化についての再質問をさせていただきます。この文化財情報は昨日、おとといと答弁がありましたように、生涯学習の一環として非常に重要な問題ととらえておりまして、それらを提供するに当たりまして、今現在の環境においては電子化を早く進め、そういったものの情報を使った教育、さらには海田町だけでなく他地域に対するそういった情宣活動も必要になってくるということからも、この電子情報の推進を早々に進めるべきではないかと考えております。

特に、文化財情報の無形文化財等に関しては、デジタル映像化を進めるということのようなことも書かれておりますが、それらのデジタル情報というものは、2005年に向けてブロードバンド社会が到来してくるというようなことを想定した形で整備を進めていかないといけないと考えます。それらの情報をただデジタル化する、電子化するというものでなく、それらをどのような形で供用していくか、みんなが利用していくかという、そういったシステムをやはり考えていかないといけない、これは並行してやるべきことであって、ただ電子化を図る、それを映像にかえるとか、デジタル写真にかえるとかそういうものではないと思います。それらをシステムの的にやはり利用していくと、これは文化情報だけではなくていろんな地域情報もすべて同じことだと、こういうように理解して、私は6月議会とか12月議会に質問させていただいております。そういったことを考えた場合に、文化財のデジタル情報は当然ながら、それらをトータル的にどのような形でサービスをしていくのか、そこらを再度質問してまいりたいと思います。

それから今の地点なんですが、ある程度もうブロードバンド社会が対応してくるようになっておりますので、ある程度の時期的なものもお聞きしたいと思います。

それから2点目の電子投票制度の導入についてですが、着々この電子投票に関しては整備がなされてきていると、いろんな問題点は抱えておりますが、実際に実証実験ができる段階に来ているのではないかと考えます。それは1つは、住民の背番号という住民票コード、こういったものの導入が国を挙げて進められてきております。この住民票コードに関しては、ただその生存を知る、住所を知るというだけではなくて、いろんな意味の情報を今から抱えていくものになると思っております。それらの情報を有効利用ということを考えたときに、福祉とかそういったものにも多く利用できると思っておりますの

で、それらの住民票コードに含まれる情報を今後どのように考えていくのかをまず1点目にお聞きしたいと思います。

2点目は、具体的に実証実験を実施してはどうかという提案をさせていただきます。その導入に関してお聞きしたいと思います。特に公民館、これは一般型のインターネットの環境ではなくて、クローズの状態のイントラネットの状態になっておりますので、情報が漏れるというようなものはないと考えておりますので、後はそれらの投票の仕方とか等の問題を解決すれば、ある程度実証実験的なものはできるのではないかと考えております。これも中国新聞にも出ておりましたが、そういった電子投票の導入を実施している新見市ですか、実施するというようなことも実際に出てきておりますし、それらを踏まえて、海田町もできるだけ新しいまちづくりを意識した、こういう導入を図ってはどうかと思います。

次に3点目ですが、広域化に伴うごみ処理についてですが、住民に対してのそういった周知徹底というはなされているというのをお聞きしましたのでひとつは安心しているんですが、この新しい施設のために、万一事故が起きた場合とかですね、収集がとまってしまうというようなケースなどもある程度想定したものが需要ではないかと考えておりますので、そこら辺、考えておられるかどうかお聞きいたします。

それからもう1つは、重要なのはこういったごみ問題に対してはやはり住民の意識の問題、これをいかに高揚していくかということが非常に重要であると思います。この環境に対する対策というのは、日々技術開発が進んできております。そういったものやはり職員の方々、研究されておいて、そういったその内容を逐次住民の方々に報告していただける方が、そういった啓蒙活動においても重要ではないかと思ひまして、2点目の質問ですが、調査検討機関の設置をしてはどうかというふうに質問させてもらったものでありますし、そのごみの将来的にどのように進めていくか、それをどのように啓蒙していくかということをごどのように考えられているかをお聞きいたします。

それから次に、4番目の環境に配慮した特色ある文教づくりについてですが、このプールに関しての老朽化しておるから改修なさいというような質問、結構出ておりますが、今回いろいろ福祉センターとかスポーツセンタとかいう形で提案がなされております。海田町でやはり光るものというんですかね、町外からも来ていただけるような施設づくりを今回を契機に、これをいいタイミングととらえて実施してはどうかということをご質問をさせてもらったものです。基本的にはどういうものがあるかをちょっと挙げて

みたいと思います。環境低負荷型建物、自然に優しい施設が実体験できるというわけですね。だから例えば、太陽発電とか中水の、雨水の再利用とか、そういうものが現実にその場において生徒児童等が勉強できるような、そういう建物をつくってはどうかということですね。

それからもう一つは、プールを使った全身運動はもとより、基礎体力がかなり落ちてきているのではないかと思いますし、そういった基礎体力の向上を進めるようなものを中に導入してはどうかと、それからこれは質問のときにも申しましたように、ブロードバンド社会が当然来ております。各学校施設は光ファイバー網で現在つながれておりますし、そういったものを情報の高速道路を利用して、先ほど質問しました文化財などのデジタル情報などの提供、そして学習できるというようなことを考えてはどうかと、それからさらには世代間交流ができるような施設として考えてはどうかと、それから次に、これも質問に出てきておりましたが、学校週5日制に対応できる、土日等利用が可能なような施設にすべきではないかと、それからそこには地域住民がやはり利用できるような、先ほどありました老人福祉センターも併設するような形で、それらを全部くくって、例えば私がちょっと考えてみたんですが、インテリジェントエコノミーセンターとか、またはインテリジェントコミュニケーションエコノミーセンター、ICセンターとかですね、そういったもので町の方々もご利用できるが町外の方々もそこに学習できる環境、またはコミュニケーションを図れる環境とか、海田町が文化、スポーツで非常に頑張っているというものを見ていただけるような施設にしてもらいたいと思います。そういった意味で今のご提案をさせてもらって、それに対するお考えをお聞きしたいと思います。

次に5番目、公用車のハイブリッドカーについての質問ですが、行政が今後もっとこういった積極的に自然を取り戻す運動というんですかね、そういったものをはやり進めるべきではないかと、こういう考えのもとでご質問させてもらったもので、そこら辺をもう一度、町長の見解を、自然を取り戻す展開を今後どのような形で進めていくのかということを、それと回答が低公害車の導入を検討していると、しているという、ここが大きな問題と思ひまして、やはり公害に対する問題というのは昭和51年のマスキーですか、マスキー法と、車に関してはですね、そういったところで公害対策に対して施されてきております。現時点の車にもある程度そういったものは導入されてきていますが、最近は特にこれが注視されて、低公害の車または環境に優しい車というふうに変わってきております。これらをやはりどんどん積極的に進めていって、自然環境を取り戻して

いく動きを行政が指導的に進めていくべきではないかということで考えておりますので、それに対するお考えを再度質問したいと思います。以上です。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）それでは1点目の文化財の電子化等に係る今後の計画ということでお答えをいたします。昨年、マップを2種類作らせていただきました。これは地域振興課の方で予算化をしまして、企画、教育委員会等協力をし合いましてつくったものでございますけれども、これをホームページの方で電子化をして入力をする作業、現在進めようということで起案の段階まで行っておりますので、早々にホームページの方で載せさせていただきたいというふうに考えております。

それからブロードバンド社会を意識した今後の計画はというようなことですが、3次総合基本計画では情報通信基盤と機能の強化という項目で、4つ柱を立てて計画を立てております。情報通信基盤の整備という、まずそういう基盤を整備しなきゃいけないということと、2番目にそれに伴う住民サービスの向上と行政事務の効率化、3番目に情報化を担う体制と人づくり、4番目が情報技術を生かした交流の促進ということで、住民との交流が生まれるという、一応ストーリーにはなっておりますけれども、一番やはり根幹となるのは情報化を担う体制と人づくりというところが大きなネックになってくよと思っています。

昨年、情報技術活用推進会議という、助役をチーフにしました会議を設立をいたしまして、これに伴う体制づくりとして下部組織にワーキンググループをつくらうということで、各課とりあえず1名ずつ、ホームページをつくれる人材を育成しようではないかということで、3月末をとりあえずの目標といたしまして、各課のホームページを作成するように研修を重ねております。進捗状況につきましては、まだ半数程度の課から申し出がありまして、その内容について精査をしておるところですけれども、そうした人づくりが大きなネックになろうと思いますので、引き続きこういう人づくりを手がけていき、最後にはそうした動画の発信ができるものをつくっていきたいというふうに考えますので、これがいつごろを目標にというのがなかなかお約束できないというような時期ではありますが、この人づくりを急いでやりたいということで、今年度、来年度につきましても、やはりワーキンググループによるそうした研修を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村） 2点目の電子投票に関係しました再質問の中で、住民票コードの関係が出てまいりましたので、私の方からご答弁させていただきます。ご存じのとおり、この住民票コードという制度でございますが、これは住民基本台帳ネットワークシステム、本格的に住民票が全国どこでもとれるとか、転入転出が、従来であれば転出先に行って新しく住所先へ行くという形のものが、15年8月から、そういうものを廃止するための一つの方法としまして住民基本台帳カードというものが制度化をして、また議員の皆様にもいろいろご提案させていただくような形になると思うんですけど、この一環としまして、そうした住基システム以外のカードの余白部分にいろいろと、今の議員ご指摘のありました今の福祉施策とか公共施設の利用等々のいろいろ国が一応こうしたものが考えられるというものを示したものがございます。そうした観点から申しまして、今後本町におきましても全町的または広域的視野に立ちまして、そのことについて検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）ハイブリッドカーの利用でございますけど、先ほど町長からご答弁いたしましたように、今年度、ハイブリッドカーではないんですが、天然ガス車の導入を予算化しております。このように環境に優しい車ということで、地球温暖化の原因になる自動車の二酸化炭素の削減、非常に重要なことでございますので、これからも事業者の責任といたしまして導入を検討していきたいと考えております。

○議長（河野）保健センター主幹。

○保健センター主幹（臼井）広域化に伴うごみ処理についての再質問にお答えいたします。

まず、新施設の事故発生に伴う収集がストップするという質問でございますが、これは今度12月に稼動します施設につきましては8月から11月までの4カ月間、これは業者によります試験運転を実施いたします。いろいろな状態における焼却テストを実施しまして、不都合が生じた場合はそこで改善していただくということを実施しまして、11月未完成引き渡しということで、12月からの本稼動を予定しております。この4カ月間の間、いろんなテストを実施しますので、そこでの改善が行われて、完成した段階での引き渡しということになりますので、事故については今考えておりませんし、仮に引き渡し後の事故が起こった場合につきましても、ごみの収集につきましてはピット方式を採用しております。ピットに入れておくということで対応できようかと思います。それと住民意識の高揚という部分につきましては、今年度、安芸郡の4町及び安芸地区衛生施

設管理組合で行っておりますごみ減量化のモデル事業というのをやっておりますが、これにつきましては、このごみの減量化という精神につきましては、14年度以降も引き続き実施してまいりたいと思います。住民の皆様のご協力によりごみの減量化、あるいはリサイクルということに十分取り組んでいきたいと思っております。それと最後に、バイオガспラント等ごみ処理技術につきまして日々進歩しているのは事実でございます。これらの情報収集につきましては、担当部局においてこれからも十分進めてまいりたいと思います。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）仮称スポーツセンターについて種々ご提案をいただきました。これにつきましては、まず基本的には体力づくり、健康づくりの拠点にいたしたいという基本的な考え方を持っておりますが、その内容、ハードあるいはソフト面含めて、これから議員の皆様、住民の皆様、いろんな方の意見を聞きながらこれを検討してまいりたいというふうに思います。そうした中で当然財源等のことも考え合わせながら、海田町にとって適正な規模というものも出てくると思います。今後いろんな意見を承りたいというふうに思います。

○議長（河野）自然を取り戻す考え方に対しての答弁は。総務課長。

○総務課長（上條）先ほどご答弁いたしましたけど、自然を取り戻す環境、ハイブリッドカーのことでよろしいんですか。ハイブリッドカーにつきましては、先ほど言いましたように地球温暖化を防止するための二酸化ガス削減対策につきましては……。

（「議長、じゃ、もう1回」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）はい。

○2番（西田）今の件なんです、ハイブリッドカーのやはり自然環境に優しい、それから当然今から自然を取り戻していかないといけないという施策は、当然我々が進めていかないといけない、子ども、孫等に環境を取り戻していかないといけないというのは非常に重要課題でありまして、車だけではなくて、例えば下水に関しては自然の小川を戻していくような考え方のもとで下水を進められていると思いますし、そういった意味を含めて、やはり積極的に自然環境を取り戻していかないといけない時代に入っていると、それをもっと具体的に早く進めていかないといけないという意味を込めて、このハイブリッドカーの質問をさせていただきました。一応、この件に関しては前向きに検討を進めていただきたいという形の要望にしたいと思います。

それから文化財のところなんです、文化財情報の電子化ですが、システムの今現在うまく流れておるのかどうか、それから将来、例えば先ほどはホームページだけを意識されて言われたんですが、いろんな情報機器が出てきております。そういったものと同時に、やはりパンフレット等、現在のハードに相当しますが、そういったパンフレット等の、要するに効率的な情報サービスをうまくコンビネーションしながら進めていかんといけないと思います。その実際にサービスをしていくに当たって、どういったものがよかったとか悪かったとか、報告をできるだけ住民の方に提供していく、報告を必ず受けてそれを住民の方にちゃんと報告していく、海田町にはこういうものがある、こういった活動がなされましたよと、それに対してきちっと報告をして次の計画に反映させるというようなことも必要になってくると思います。

そういった全体をにらんだシステム構築を今後どのように進めていくかということ、この文化財の情報、電子化に対して以外にもかわりは持つと思いますが、そういったトータル的なシステムですね、具体的に言っておきますが計画をする、プラン・ドゥー・シーの関係ですね、計画して実際に実行してそれを分析して、再度その結果を計画にはね返すという構想ですが、ある程度システムの構築していかないといけない。これも6月の議会だったのですかね、やりっ放しという言葉を使って表現したと思いますが、できるだけ流れをつくってやるということですね。構築していくのにそういった流れをつくっていく、そのためには当然システムが必要ですから、そのシステムをやはり強化していかなんといけない、現在ないというわけではないですがね、強化しないといけないと思いますのでその点再度お尋ねいたします。

それから電子投票に関しては、先ほど住民票コードに関しても、かなり今から検討していくということです。これは早くやってもらいたいと思います。要望いたします。それから実証実験も含めて早く行っていただきたいということですね。

それからごみ処理に関しては、先ほど研究するということと言われたんですが、住民の方にできるだけ情報を流す、勉強されたことはやはり細かく砕いて住民にわかりやすいように情報を流していただく、今までのようにパンフレットだけでなく、いろんな情報手段がありますので、研究会等も含めて実施するとかいろんな方策があると思いますから、そこらを要望しておきます。

それから4番目、具体的に先ほど申し上げておりますので、それに対しても意見が述べられる場をつくると言われましたので、それでご理解しておきます。じゃ、1点目のと

ころだけ再々質問をお願いします。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） 文化財情報ということで再々質問でございますので、私の方から答えさせていただきます。先ほど申しましたように、現在教育委員会の方で、この文化財についての情報を発信していくということで、これ、文化財だけではございませんが、教育行政全般をホームページで発信していくということで、作成班を作成いたしまして現在それに取り組んでおります。そうした中で、今のご質問でプラン・ドゥー・シーということですが、これまでいろんな事業についてのご案内を広報でやっております。その結果について、何かのスポーツ大会を開いた後に、その結果については少し遅れて、一、二カ月遅れてそういった結果を出しておったわけなんですけど、今後、今その作成班に指示しておりますのは、そういった一つの行事を例えれば案内、それからそれが終わった後のその結果をホームページであれば即時にそれが発信ができますので、そういったことも考え合わせながらホームページの構築に向けて進んでおります。

ただ、いろいろ理想を考えますと膨大なものになってまいりますので、すべてをということに時間をかけるということよりか、できたところから発信をしていきたいという考え方で、できれば3月中を目標にしておったんですが、少しずれますけども4月中にはまず文化財、あるいは教育行政の中のできる範囲の発信をしていきたいというふうに考えております。

ただ、ご質問の中のブロードバンド社会をにらんでいけば、いろんなことが考えられるんですが、我々としてまず考えておかなければならないのは、受け手側がまだまだそこまでの機器整備がされていない、動画等についても受け手のことも考え合わせながら、我々はそういった電子発信といいますか、そういったことにも意を払っていくということを考える必要があろうというふうに思っております。

○議長（河野） 1番、岡田君。

○1番（岡田） 1番、岡田良訓です。5点ほど質問いたしますのでよろしくお願いいたします。乳幼児の医療費の助成制度の拡充についてまずお尋ねをいたします。昨年の12月の質問に引き続き、しつこいようなんですけども、子育て支援の一環としての乳幼児医療費の助成制度の就学前までの無料化について再度質問いたします。就学前までの子どもたちへの医療費の無料の助成を試算していただきましたところ、約4,500万円の費用が必要だということでした。そして町として、その拡充は考えていないとお答えになりま

した。しかし、子どもたちを産み育てる親は、この海田町に働いて海田町を活性化させ、そしてなお住民税を納める中心的な世代であります。そうした人たちに住みよいまちづくりをすることが行政の果たす役割ではないでしょうか。現行の医療費助成制度に加え、新たに4,500万円の支出は将来の海田町の発展にとってなくてはならない投資ではないでしょうか。

国や県の意向に目を向けるばかりでなく、町民が住んでよかった、こういうふうなことの言える海田町をつくるのが行政の本来の仕事ではないでしょうか。地元の住民の方の合意が得られていない区画整理事業に費やすお金があれば、4,500万円の負担で、子育ての親が子どもの病気治療にお金の心配をせずに済むのですから非常に有意義です。いかが思われるかお尋ねをいたします。

2番目に、庁舎及び公民館等の施設における日の丸の掲揚についてお伺いいたします。海田町立の小学校、中学校において、日の丸を常時掲揚するという通達が出ましたが、生徒や教職員あるいは保護者の間から、なぜそういうことをするのかという疑問が湧き上がっています。

1番目に、行政は法的根拠に基づいて行われるものであります。国旗国歌法には義務規則はありません。町条例、規則、規定にもありません。昨年の12月25日に、各小・中学校へ発した通知はいかなる法的根拠によるものか。2つ目に、学校における教育上の国旗の取り扱いについては、文部省の定めた学習指導要領に基づくものです。町内の小・中学校の実情がどうなっているのか、妥当なのか、改善を要する必要があるのか、法的根拠に基づいて見解を示してください。3番目に、学校現場での国旗を常時掲揚させる必要はどこにあるのか。子どもや保護者、住民の中には価値観の違いや立場の相違からいろいろ疑念を抱いている人たちもあると思われます。その人たちの実情や傾向をどのように把握しておられるのかお答えください。4番目に、日の丸の掲揚は町民の思想、信条の自由を侵すことになるのではないのでしょうか。町の見解をお聞かせください。

次に、景気対策についてお尋ねをいたします。企業の倒産が相次ぎ、失業者は戦後最悪を記録しています。町として実態を把握しているのでしょうか。町でできる景気対策を立てるためにも、倒産や失業の実態を調査すべきではないのでしょうか。

次に、男女参画社会基本条例制定についてお尋ねをいたします。政府は男女参画社会基本法を制定をしました。それに伴う政令や条例の制定を、今各都道府県や市町村では作業に入っていると思います。制定に当たっては男女の割合を考慮すべきです。また、

女性団体から意見を聞くなどして、海田町ならではの条例になるように努めるべきです。現在の海田町での進捗状況をお尋ねをいたします。また、町の職員の昇格や役職、給与体系などは男女でどのようになっているのでしょうか。個人別ではなく、男女全体の割合がわかるように数字や表でお答えください。

5 番目に、健康保険税、介護保険料の申請減免についてお尋ねをいたします。前回の質問の趣旨は、景気低迷に伴い失業などの理由で国保に切りかえる人が増えていること、失業し収入のない人は、税金を納めるのにもその財源がないということから滞納が生じるのではないかとということでした。国民健康保険証がないばかりに医者に行けずに、救急車で病院に担ぎ込まれ、死に至る大病だったという事例もあることから、大事に至る前に国保税の減免を行い、だれもが支払える国保税にしたらいいのではないのでしょうか。病気も軽いうちに治せば医療費も少なくて済みます。滞納も減るし赤字も解消されます。

「国保税の減免規定を設けており、制度の周知、徹底を図る」と前回回答されましたが、どのような方法で周知されているのでしょうか。また、介護保険料の負担増は、少ない年金で生活しているお年寄りにとって大変な負担になっています。将来、財政的に赤字になるから減免しないのではなく、社会の発展に貢献したお年寄りが安心して暮らせるようにすべきではないのでしょうか。低所得者やお年寄りの負担を増すべきではないと考えます。介護保険の減免制度をつくるよう再度お尋ねをいたします。

○議長（河野）ここで暫時休憩をいたします。再開は13時から。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。岡田君の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問の1点目、3点目、4点目、5点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。1点目でございます。乳幼児医療費無料化についての再度のご質問でございますが、従前よりゼロ歳児につきましては、本町独自の制度として所得制限を撤廃し、一部拡充を図っております。子育て家庭への経済的支援では、既に児童手当の拡充も図られている中で、医療費の無料化は慎重に対応すべきだと思っております。本町としましては、先の12月議会においてご答弁申

し上げておりますとおり、県の制度に準じた方針を堅持すべきだと考えております。

続きまして、景気対策についてのご質問にお答えします。町内の失業者の実態の把握の有無及び倒産や失業の実態調査についてでございますが、町として正確な数字で把握をしておりません。これらの実態につきましては、国や県におきまして統計をとっておりますので、必要な場合はその数字を活用したいと考えております。

続きまして、男女参画社会基本条例制定についてのご質問にお答えします。以前より男女共同参画に関する種々のご質問、ご提案等をいただいているところでございますが、今年度の男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組み状況につきましては、管理職を含めた職員の全体研修会や、担当課職員の特別研修等を実施したところでございます。

また、男女共同参画の推進母体となるべく、庁内推進組織を近く立ち上げる予定としており、3月中に第1回目の推進会議を開催することとしております。この推進組織につきましては、男女共同参画プラン策定方法等についての協議を行い、平成15年度末を目標に男女共同参画プランを策定する方向で考えておりますが、条例化の問題につきましても新たに合併問題も考慮に入れ、十分な議論を行う必要があると考えております。

次に、職員の昇格や役職などの男女割合についてでございますが、平成14年3月1日現在の職員数につきましては239名で、男性148名、女性91名で、女性の割合は38%でございます。次に、役職ごとの女性の割合を申し上げます。課長級以上にあつては42名中、女性は8名で19%でございます。課長補佐、係長級にあつては57名中、女性は11名で19%、主任級にあつては50名中、女性は19名で38%となっております。管理監督者への登用については、全体として増加傾向にあると考えております。職員の昇格や給与体系につきましては、地方公務員法の規定により運用を図っております。

続きまして、国民健康保険税、介護保険料の申請減免についてのご質問にお答えします。まず、国民健康保険税の減免制度についてでございますが、今日の経済状況の低迷により所得が減少し、加入しても保険税の納付が滞る状態の被保険者がおられることも事実でございますし、先の議会でもご答弁申し上げましたとおり、申請により真に納税困難であると判断した場合は減免が行える規定を設けております。その周知方法でございますが、毎年、国保制度を紹介するためパンフレットを作成し、全被保険者世帯に配布を行い、また新規の被保険者には加入時に配布し、制度の周知に努めております。さらには加入や納税等についてお気軽にご相談いただくため、随時、夜間休日等の納税相談の開設も行っております。今後も被保険者に対し制度の周知に努めながら、真に納税

に困難な被保険者につきましては、適切な対応が図られるよう心掛けるものでございます。

次に、介護保険料の減免制度についてでございますが、本町における介護保険の特徴は、1人当たりの介護サービスの利用額と月々に利用できる金額の限度額に対する利用額が県下市町村の中で最も高く、在宅重視の理念に基づいた介護サービスの利用が進んでいることが挙げられます。このことは住民に質の高い介護サービスを提供していることを裏づけておりますが、反面、介護サービスの利用に比例いたしまして、保険給付費は大幅に伸びている現状でございます。ご承知のとおり、この保険給付費の17%を65歳以上の高齢者が負担しておりますが、法定外の独自減免を実施した場合、減免額は残り的高齢者が負担することになり、介護保険料の上昇につながることを懸念しております。低所得者に対する独自減免制度の創設につきましては、上昇傾向にある保険給付費と保険料負担という二面のバランスを勘案し、引き続き検討してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、教育委員会から答弁をいたしますのでどうぞよろしくお願い致します。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）ご質問2点目の学校等公共施設における国旗の常時掲揚についてお答えをいたします。町立小・中学校における国旗の常時掲揚につきましては、学習指導要領の趣旨に基づいて、1月から小・中学校にお願いしたものでございます。日々の教育活動におきまして、国旗を常時掲揚することは国旗の意義の理解を深める上でも必要であり、教育活動の一環であるというふうに考えております。学校におきます国旗の取り扱いの指導につきましては、従来から法規として性質を有しております学習指導要領を基準として指導しているものでございます。学習指導要領におきましては、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮することとしております。児童、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していきますためには、常日ごろから国旗に対して一層正しい認識を持たせ、尊重する態度を育てることが重要であると思っております。以上のことから、公共施設や学校での国旗の常時掲揚が児童、生徒や町民の思想、信条の自由を制約するものではないというふうに考えております。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）まず、乳幼児の医療費の助成制度ですけれども、今、大体12の都道府県で就学前まで行って、6歳未満が18の道府県で全国的に行われています。それで、広島県でも今年の7月から廿日市市が実施します。県の動向とか国の動向云々かんぬんてよく言われるんですけども、県とか国の方針を見てとか、やはり本当に今少子化で子どもさんがだんだん少なくなってくるんですよ。こういうときに一番どういうんですか、病気とか何かが一番起こりやすい時期というのは、この小学校に上がる前だと思うんですよ。その後はいろいろとこう、ただ単発に風邪とかそこらだったらいいんですけども、いろいろどういうんですかね、ぜんそくとかああいうふうな形でずっと病院にかからなくてはいけないと、そういう方が一番困られるのはこの時期なんですよ。

小学校に上がったら、ずっと何人か引き続く人もおられるんですけども、大体、小学校前後で一段落するというんか、そんなに重くなくなると、軽く、それが改善されるいうんか、年齢的にもそうなんですけども、やはりそういうふうな人たちにどういうふうな行政として手を伸べるか、一番お金のかかる、そしてまだそんなに経済的にも年齢的にもそんなに豊かな人たちではないんですよ、一番お金がかかるときに、このときにこういうふうな制度があったら、よく他のこういうふうな医療制度のあるところから海田町とかに來られてこういう制度がないと、医療費がかかると、そういうことに対して、前におられたところは全国的にあるものだと、こういうふうに思われて海田町に來たけどもなかって大変に困ったと、こういうふうな方がかなりおられるんですよ。

やはり、そんなに物すごくお金がかかるものでもないと思うんですけどもね。この4,500万円、以前に、12月に質問したときに、ほかにも老人医療費とか何かかんかで1億幾ら医療費がかかるとか何とかと言われたんですけども、これは廿日市市にしてもほかの自治体にしても、それはもう当然払っているお金、支出しているお金なんですよ。別に海田町だけがかかるお金じゃないんですよ。ましてだからこういうふうな4,500万円、それを出すと、それで海田町に住んでよかったと、こういうふうに思われる人たちが増えてくるということは、海田町にとってもこれは将来的にずっと見て、海田町に住んでよかったというふうに思えるんですけどもね、再度ご検討をお願いいたします。

そして、特に学校現場での日の丸の掲揚ということなんですけども、教育活動の一環というふうに言われましたけども、じゃ、私は国旗国歌法とかが成立したんですけども、これは国旗は日の丸、国歌は君が代とこれだけしかないんですよ。別にこれを遵守しなさいとか云々かんぬんという規定はないんですよ。学習指導要領にもこの国旗を上

げなさいとかというふうなのは、幾らかの場面で決まっているんですよね。常時掲げなさいとはなっていないと思うんですよね。そういうふうな立場から、いかなる法的な、もちろん当然法的に行政は行われるものなんですけども、いかなる法的な根拠があるのかこれを示してくださいと言ったんです。

そして思想、信条を侵すことはないというふうに言われましたけども、何をもってそういうふうに言われたのか。現にこの法案が通るときというんですかね、1999年の8月9日にこの法案が国会で成立したんですけども、その前にこれが出されたのが同じ年の6月ごろだったと思うんですけどもね、そのときの世論調査に、各新聞社が世論調査や何かしとるんですけども、それによると6月の初めに、この法案が出された直後なんですけども、NHKが世論調査をしたときに、法制化に賛成が47%、反対が48%だったんです。ほぼ同数だったんですけども、これがだんだん国会や何かで審議や何かが始まって、じゃ、どうするんかというようなときに、今度は7月14日や何かの世論調査では賛成が36%、法制化に反対が57%というふうに逆転をしとるんですよ。だからこれでもう合意されたとか、大多数の人がそういうふうに感じるというふうにはならないと思うんですよね。もちろん海田町や何かでも、そういうふうな調査とかアンケートをとられたことがあるのかないのか、それをもってこういうふうに言われたのかという、そのところを聞きたいわけです。

それで、次に景気対策なんですけども、県や国のいろいろな数字を調査して、それを使うというふうに言われたんですけども、ここの自治体があって、海田町ですね、それがあって、ここの、じゃ失業者がどうなっとるんかというのを県とか国に聞くというのは何か当然おかしいと思うんですよね。そりゃ、その逆だったらいいんですけど、じゃ、ここの海田町がどうなっとるかというのを県とか国が聞くんだったらそれはいいんですけども、それが逆になっとると。じゃ、海田町では一体どういうふうな現状、今物すごく不況で、ずっと長引く不況が長く続いとるんですけども、あと個人商店とか小さい小売業者の方、たくさんおられるんですけど、こういう人たちの実態がどうなっているのか、そういうふうなのを実際に調査して、じゃ、行政としてそういうふうな人たちが困っておられると、資金繰りにもいろいろ困っておられると、じゃ、そういうふうな人たちにどういうふうな資金の提供とか施策があるのか、ただ単によく商工会があるから、商工会のああいうふうな融資があるとか何とかかんとかって言われますけども、今、先般来からの合併問題やなんかでずっとあるんですけども、じゃ、例えば海田町の商工会

がこのままずっとあるのか、いろんなほかの商工会でも、広島商工会の方と一緒にあるんじゃないかというふうな話が随所にあるんですよね。そういうような中で、やっぱり海田町独自の景気対策というんか、そういうふうなものはやろうと思えば幾らかでもできるんですよね、いろんな方策があると思うんですよね。そういうふうなのを町としてどういうふうにするのか。

そして次の男女参画基本法についてですけども、いろいろ言われましたけども、推進組織を3月ですか、立ち上げると、こういうふうな中でやはり男女参画ですから女性団体というか、そういうふうな人たちを、いろいろあると思うんですけどね、海田町にも、数多く入れるということが大切だと思うんですよね。いみじくもこちらに執行部の方がおられるんですけども、ここに女性は佐々木課長お1人と、何かちょっとこういう言い方はあれなんですけども、ここに男性の方かなりおられるんですけどもね、その中でここで議場におられる方女性1人というのは何か寂しいような気がするんですよね、物すごく。議員の方にも女の方が何人かおられますけども、やはり、こういうふうな言い方はあれなんですけど、能力がないとかかんとかいうふうな人はおられないと思うんですね。やはり多くの方を登用するとか、どうにもそれが難しいようなときには、やはり公募とかそういうふうなのでも女性の方を、女性の方というのは男性いうんか、男とはまた違った観点いうんか視点があるんですよね。やはりそういうふうにしていかないと、一面的な見方いうんか、例えば公共事業とかああいうふうなのは男が得意だから何かこちらの方にばかり行くとか、ほかのところにはあまり目が向かないとか、そういうふうになると思うんですよね。それと、やはりだからそういうふうな策定する場合でも、女性の方というんか、そういうふうな人の意見を多く聞いてほしい、そういうふうに思います。

それと、国保の減免と介護保険なんですけども、先ほど赤字になるとか何とかいろいろ言われましたけども、やはり、どう言うんですかね、国保の滞納者が857人おると、先の議会で言われたんですけども、これでいろいろ督促状とか電話をかけるとか何とかかんとか言って、こういうふうなやり方というのは、町として仕方がないんだというふうに思われるのか、あるいは見方を変えたら、ちょっと言葉は悪いんですけども、サラ金の取り立てと同じような格好になるんですよね。いろいろ経済的な理由があって、今まで払っておったけども、経済的な失業とか何かして払うお金がないと、そしてそういうふうな人たちは借金をしてでも払う人たちもおられるんですよね。全く払わないと、しか

しこの857人のうちの大多数と言われる、大多数いうんか、ほとんどの人は払おうにも払えないと、そういうふうな人たちだと思うんですよね。だからこういうふうな人たちに対しても、海田町はこういうふうな減免制度がありますよと、だから払えない場合は相談に乗ってくださいと、こういうふうな親切な、親身な行政が必要だと思うんですよね。先ほど、海田町にも減免制度があるから来てくれと言われたんですけどもね、いみじくも以前にここへ来て窓口に行って、「払えないから減免制度はないんか」と窓口に言ったら「ない」というふうに言われたと、窓口の人がないと言うたんだったら、それはないんかのうと思ってその人は帰られたんですけども、やはりこういうふうな周知、徹底と言っても、こっちがただ書いて何かパンフレットを置いておいただけとか、そういうふうな感じだと思うんですよね。実際にこういう制度があるということを知っとる人というのは少ないと思うんですよね。そういうふうなので、もう少し徹底した周知、徹底とか、そういうふうなのができるかどうか、そういうふうなのをするべきだと思うんですけどもね。以上です。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）乳幼児医療と男女共同参画につきましての再質問にご答弁申し上げます。七、八年前から児童を取り巻く問題につきまして、いろいろと国のエンゼルプラン等の問題もあります。1つは、視点は児童を取り巻くソフト面の重要性だと思います。

本町におきましては、平成10年度からの子育て支援、また来年度も海田児童館で計画しておりますように、そういうソフト面を中心にした児童の福祉ということを主眼に置いております。ご指摘の補助制度もご理解できるところなんです、あくまでもその無料化につきましては、県の方針に準じた対応を考えております。また、町長答弁にもありましたように、児童手当の拡大が平成12年度及び所得制限の拡大が13年度になされました。これは全国一律の制度でございますので単純には申せませんが、町負担がその時点で約1,000万増えております。そのようなこともございますのでひとつご理解いただきたいと思っております。

それから男女共同参画の問題でございますが、研修を通じて我々感じておりますのは、今ご指摘の女性の意見を聞くということももちろん重要なことだと思います。また一方で男性のいわゆるジェンダー、男らしさ、女らしさの問題なんかもやはり温度差がございます。そういう面をとらえながら研修を積み重ねていくということが必要であろうかというふうに考えております。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）岡田議員の再質問にお答えします。初めに、倒産や失業の件につきましては、倒産とか失業とかいう問題につきましては、町内のみならず広い範囲で影響がございます。このため国におきましては総務省をはじめ各省庁で、県におきましては統計管理室等で統計をとられており、その中には倒産件数や失業者数等の数値についても詳細なものととられておりますので、この数値を活用させていただければということでございます。また、景気対策につきましては国や県が中心になって行っておりますが、町といたしましても情報等の提供に努めますとともに、国や県が行います雇用関係の施策、事業等の活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）４月から新たに実施されます新しい学習指導要領の中にも、現行と同じように国旗のことについて、あるいは国歌のことについて表記がございますが、その法的拘束力を持ちます指導要領に則った教育活動をしていくための条件整備でございまして、指導要領の中の解説の中には、文部省の編集でございまして、国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童、生徒が国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには国旗に対して一層の正しい認識を持たせる、そういうことが必要である、こういうようなことを書いてあります。これを日常的な教育活動の一環としてとらえて実施をしていくという視点から、学習環境を整えると、こういう意味で教育委員会の方が学校の方をお願いをしたと、こういうことでございます。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）国民健康保険の減免につきまして再質問に答弁させていただきます。

大変厳しい状況の中、我々はあくまでも法の規定に基づきまして督促状であるとか、催告書を滞納された被保険者に対して送付させていただいているわけでございますが、町長の先ほどの答弁にもございましたように、当然、時間中に相談等にお出になられない、そういう被保険者の方々のために随時、休日であるとか夜間のそうした納付相談を実施し、あらゆる相談を受ける体制を整えております。

それと、こうした景気低迷の中で、低所得者に対する配慮としまして、昨日もございました町長の施政方針の中に、今議会には保険税の平準化の見直しをという形で、税条例の議案を提出させていただいております。これはあくまでも目的は低所得者に対する

軽減制度の充実を図るというのが主な目的になっておりますので、こうした状況の中、そうした国保制度の充実も図る施策を予定しております。また、今後につきましても制度の周知に努めながら、そうした真に納税の困難な方につきましては、そうした配慮ができるような形のものを一層充実させていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）女性の登用でございますが、課長級につきましては県平均では6.7%、本町では24%と県平均を大きく上回っておるところでございます。登用につきまして、あくまでもその職員個人の能力、あるいは経歴に応じまして、適材適所の人事を行うことが原則と考えておりますので、登用につきましては男女の区別なく平等に取り扱っているところでございます。今後も管理監督者の視野を広げる努力は続けてまいり所存でございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）乳幼児の医療無料化のことなんですけども、どういうんですかね、今はできない、しかし国の流れいうんですかね、大きな流れは無料化なんですよね。広島県でも例えば県全体としても、今は海田と同じいうんか、海田が合わせたというんか、そういうふうな格好になっとるんですけど、これもいずれは近い将来、段階的に上がってくると思うんですけど、やはりそういうふうな制度の、そんなびっくりするぐらいお金がかかるわけじゃないですからね、それで皆さん方も喜ばれると、やはり制度の先取りいうんか、そういうふうなことをしてもやはりいいと思うんですよね、大いに。

それと国旗国歌の掲揚なんですけども、なぜ、教育の観点といわれましたけども、この日の丸君が代問題、特に学校現場でするときに君が代の詞の内容とか、この日の丸が何を意味をするのか、そういうふうな教育をした上でなのか、それともただこういうふうなのが方針だからというふうな、これは押しつけじゃないかと思うんですよね。別に法的にこういうふうにしなさと、そういうふうにもなっていないし、近隣でも、やっているところもありややってないところもあるというふうな均一的なものじゃないと思うんですよね。ただなんかこう町の方針であるとか、ああいうふうなので法的な根拠が全くないと、そして今でも世論が分かれていると、そういうふうなものを教育委員会が、まして教育の場にそういうふうなものを強制いうんか持ち込むと、こういうこと自体がこれはもう誤りであるというふうだと思うんですよね。それがいいとかどうとかいう、判

断というのは子どもたちにはなかなかつかないと思うんですよね。そういうふうなのに強制的にすると、こういうふうなのは誤りだと、もちろん法的にも根拠もないものを、しなさいとか何とかいう命令も義務もないものを常時掲揚すると、そういうふうなのは再々言うようなんですけれどもやるべきではないと私は思うんですけれどもね。

それと景気対策なんですけれども、町独自でなかなかやられないというふうなことなんですけれども、やはりいろいろやろうと思えば、そんなにお金がかからなくても制度はできると思うんですよね。例えば制度融資の利子補てんとか、リストラは今いろんなところで、例えばマツダやなんかでも2,200人が昨年リストラになったんですけれども、これに対して、町長に対してマツダに、合理化をやめてくれというふうに要請したんですけれども、企業のことだからあまりそういうふうなことはしないとされたんですけれども、府中の町長なんか申し込んだんですけれどもね、これで2,200人余りが退職して、わずかに再就職したのは760人と、この海田町でもこういうふうなリストラの影響を受けたり、そしてそういうふうな中小企業というんですかね、そういうふうな人たちがやめていったりというふうなことで、どんどんどんどん衰退をしてきてるんですよね。そういうことに対して、町は何も調査をしないと、実態の把握もわからないと、こういうふうなことでは行政をあずかる人として、町として、どういうふうにこれを思われるのか。やはり海田町の基幹産業はいろいろあるんですけれども、自動車産業なんかも基幹産業だというふうに位置づけられておると思うんですよね。こういうふうな全然調査も何もしないと、実態はわからないと、わかるのは県とか国のいろいろな資料があるからそれを見て、それを参考にしてやると、こういうふうな体位というんか姿勢では、それはどういうんですかね、今ずっと先ほどからも言われておりました合併でもう頭がいっぱいで忙しいから全然する気はないと、そういうふうにとられても仕方がないと思うような気がするんですけれどもね。その辺のところ、やはりもう一度、どういうふうに町として独自のああいうふうな制度を全くつくらないのか、商工会があるとか県の融資制度があるとか云々かんぬんと言われるのか、やはりここに住んどる町民いうんか、それは税金を納めておるんですよね。海田町にも住みたいわけなんですよね。そうでなかったら、はいじゃまあ、そういうふうなのがあったらほかのところへまた行くわいうふうになるわけなんですよね。だからそういうふうなところをどういうふうに思われておるのか、そういうふうなところをお伺いします。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）町内の雇用対策といいますか、そういうリストラ対策、産業の振興にどういうふうに取り組むのかというご質問でございますけども、町が、先ほど課長から申し上げましたように、調査をしないのは国、県で調査を行って、必要な情報がそこに整っているからやらないわけでございます。町も法人事業税でありますとか、いろんな使用料をいただいておりますので、現実、町内の方々の中でどのような動向であるかということは我々も承知しておりますけども、そういうデータをもって産業政策、雇用政策に結びつけることが難しいという趣旨で、先ほど申し上げたわけでございます。

それから、公共事業を進めることについては異論もあるようでございますけども、今年度14年度の予算の中には、かなりの額の公共事業、連続立交は県が取り組みます。土地地区画整理事業、街路、それから老人福祉センター、そういうような個々の事業も町としては予算上で組んでいるわけございまして、これらの波及効果が、雇用政策上全く効果がないということもないかと思えます。以上でございます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）国旗国歌法で明確に国旗であるということが規定され、しかも学習指導要領の中で、この国旗の意義について理解をさせ、国際社会の一員として子どもたちを育成するようという方向性が示されておる中で行う教育活動を支える教育環境をつくっていくということでございますから、私はご指摘の批判は当たらないと思います。なお、教育委員会が先行したんではないかというような物言いのご意見だったと思いますが、校長会の方で学校現場あるいは校長さん方のご意見も伺いながら、これは進めてきたわけでございますが、校長の要望として文書でお願いしたいということでありましたので、この要望に応えたということでございます。

それから、非常に近隣でも数が少ないというような受け取り方をしておいでのごようございしますが、県立学校では常時掲揚は100%でございます。それからこの近隣でも、常時掲揚を全くしておりませんのが府中町とそれから蒲刈町でございまして、この近隣で言いますと、坂にしましても熊野にしましても、あるいは下蒲刈にいたしましても常時掲揚はしておるわけですね。それから、呉市にいたしましても3年計画で常時掲揚をすべく掲揚台の建設に努めておりますし、東広島、順次その方向で動いておると、あるいは他の郡内の町におきましても常時掲揚の学校が増えていっておるということでございます。したがって、ご指摘は当たらないというふうに考えております。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）制度の先取りをしてはどうかとの再度のご提案でございます。医療費につきまして学説的な一般論として出ておりますのが、無料化をした場合に、医療費全体が3割ないし5割というふうに上がるというような学説的な意見もございます。そういう面からも医療費の無料化という面につきましては、やはり慎重にならざるを得ないというふうに考えております。また、繰り返しになりますが、本町におきまして今子育て世代に求められておりますのはそういう扶助制度ということではなくて、やはり子育て環境、それから子育てしやすいということと悩みとかソフト面ということで動いているというふうに思っております。そういう面では、そういう力を注いでいきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）18番、国岡君。

○18番（国岡）18番、国岡でございます。一般質問の最後の者でございます。よろしくお願いいたします。合併問題について、2月19日の中国新聞で、町長は任意協議会を設定するということを発表されました。何十年來の広島市に対しての答えでございます。これに対して賛意を表するものでございますが、この合併は遅きに失したような感が私はしておるんでございます。政府からの制度によって合併を進めてきた今日、それに乘ったような感じもいたします。しかし、この協議会が設置され、いよいよ海田町民が嫁入りをするんでございますが、これからが大事なものでございます。条件、結納金などのくらいもらえるか、これが大きなこれからの課題になってくると思います。それに対して、町長はどのような感じを受けておられますか。これから任意があり、正規な協議会が設けられるのに対して、あらゆる努力をしていただいて、町民が喜ぶような合併の方向に進んでいただきたいのでございますが、こういう任意の協議会が設定されて大変私は喜んでいるんでございますが、これからが重要なんでございまして、議会の賛同を得られ、また、いろいろな方の賛同も得られるということが大変でございましょうが、これから頑張っていたきたいと思えます。

それで要望ではないんですが、私はこの合併についての進み方が大変遅かった、時期を逸したと申しておるんでございますが、町長の考えは適切であったと、こういう時期で適切だったと思われますか、どうかその回答をお願いして一般質問を終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）国岡議員ご質問の合併問題についてのお答えをいたします。まず、1点目のいつごろ賛同を得ようとしているのかのご質問につきましては、議会の皆様ともでき

るだけ早い時期に、これからのスケジュール等についての話し合いのできる場を持ちたいと考えております。それと遅きに失しておるのじゃないかという判断をしておるけれども町長はどう思っているかという、こういうことでございますけれども、私はやはりこういうような国あるいは県の大きな流れの中、また特例法までできて推進方を進めておる中で、時期は今が一番いいときに来たと、このように考えておるわけでございます。

これからご懸念されておられることを十分に留意しながら、皆様方とまたご協議をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。ひとつ、質問の中にはちょっと別のことがありましたんですがよろしいですか。はい、それではそういうことでよろしくお願いたします。

○議長（河野）これにて一般質問を終結いたします。席がえがございますので暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 4 3 分 休憩

午後 1 時 5 8 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第 2 から日程第 10 に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第 2、第 15 号議案、海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第 15 号議案、海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定について。生涯スポーツ活動の振興を図るため、海田中学校、海田西中学校の武道場を一般開放するに当たり、条例の一部を改正するものでございます。内容につきまして担当から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは第 15 号議案の海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。今、スポーツの振興につきましては

競技スポーツだけでなく、だれでもいつまでも親しむことができる生涯スポーツの振興を図っていく必要があります。また、4月からの学校週5日制の実施とあわせて、身近な施設を利用したスポーツの活動が一層活発化することが予測されます。種目も多様化し、武道場の開放が求められておりますので、このたび海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正するものでございます。お手元の資料15、海田町立学校運動場管理運営条例新旧対照表をご覧ください。資料15でございます。

別表の第6条関係でございますが、屋内運動場使用料に関するものでございます。この表に、海田中学校武道場540円、海田西中学校武道場540円を加えるものでございますが、海田西中学校武道場につきましては、剣道場と柔道場が分離されておりますので、議案の表のとおり1室につき540円と明記いたします。なお、この使用料は平成13年4月に、町の全施設の使用料の見直しをいたしました折に改正基準を決定いたしましたが、それに合わせて積算をした金額でございます。附則、この条例は平成14年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第16号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第16号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、国民健康保険税の医療給付費分の応能割合と応益割合の平準化を図るため、税率を見直す等所要の改正をするものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第16号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正案につきましては、2点の改正内容でございます。まず1点目は、国民健康保険税の医療給付費分についての応能、応益割合の平準化を図るために、税率および減額に関する規定の改正を行うものでございます。本町では、応能割合の所得割と資産割に、応益割合であります均等割と平等割が地方税法第703条で示された50対50の比率からすると、応能割合に偏重した状況となっております。このため、加入者間における負担割合の平準化を図り、そのことにより低所得者世帯の高負担感を緩和するため、従来の6割、4割の軽減から7割、5割、2割

の軽減が行われるよう軽減制度の拡充を図るものでございます。

2点目は、国民健康保険税のもう一つでございます介護保険納付金分の税率及び減額に関する規定の改正でございます。ご承知のとおり、平成12年度から、従来の医療給付費分に合わせて、介護保険法による第2号被保険者、すなわち40歳から64歳までの被保険者には介護保険納付金分が上乘せされております。同時に、国から国民健康保険の被保険者であります本町に対し示される介護保険納付金の額は年々増加しており、本来、国に納付する介護保険納付金の約50%を2号被保険者より徴収する介護保険納付金分として、国民健康保険で含まれてスタートしたものの、納付金に必要な財源の調達が困難となりましたので、介護保険納付金分の税率等に関する規定を改正しようとするものでございます。もちろん、先ほどの医療給付費分と同様、低所得者世帯への軽減制度の拡充を図られるものでございます。以上が条例案の改正内容でございます。

それでは、お手元の資料番号16の新旧対照表でご説明申し上げますのでご用意いただきたいと思います。なお、改正条文が長文及び複雑な記述となっております部分につきましては、要約してご説明させていただきますこととお許しください。

まず、1ページの第3条でございます。医療給付費分の所得割額についての規定でございます。税率を100分の5.9から100の5.4に0.5%引き下げる改正でございます。なお、今回の税率改正等につきましては、先ほども申し上げましたが軽減制度の拡充を予定しております。そのためには、基礎課税額に係る応益と応能の割合が最低でも45から55の範囲内にならないと認められないものであり、今回それに見合うように応能部分を引き下げ、応益部分を引き上げるよう改正するものでございます。ちなみに平成13年度の割合は40対60となっております。

第4条が、資産割額の規定でございますが、税率を100分の27から100分の18に、9%引き下げる改正でございます。2ページにまたがっております第5条は、被保険者均等割額の規定でございますが、被保険者1人につき2万1,000円を2万5,200円に、4,200円引き上げる改正でございます。第5条の2は世帯別平等割額の規定でございますが、1世帯につき2万円を2万5,200円に、5,200円引き上げる改正でございます。以上の改正により、応能割合がおおむね45から55の範囲内になるものと試算しております。

次に第6条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額についての規定で、100分の0.63を100分の0.9に、0.27%引き上げるものでございます。第7条の2は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額についての規定で、1人につき5,800円を6,600円

に、800円引き上げる改正でございます。第7条の3は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額についての規定で、3,500円を4,200円に、700円引き上げる改正でございます。

次に3ページにまたがっております第13条、第1号は、6割軽減であったものを7割軽減に改正するものでございます。まずイでは、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額について、被保険者1人について軽減額を1万2,600円を1万7,600円に改正するもので、この額は第5条に定める額の7割に相当する額でございます。ロでは、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額について、1世帯について軽減額を1万2,000円を1万7,640円に、ハでは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額について、介護納付金課税被保険者1人について軽減額の3,480円を4,620円に、ニでは、介護納付金分に係る世帯別平等割額を1世帯について2,100円を2,940円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、現行第2号は4割軽減に関する規定でございますが、改正案では5割に軽減するという改正でございます。イでは、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額について、被保険者1人について軽減額を8,400円を1万2,600円に、ロでは、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額について1世帯の軽減額を8,000円を1万2,600円に、4ページにまたがっております。ハでは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額について介護納付金課税被保険者1人2,320円を3,300円に改め、ニでは、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を1世帯の軽減額を1,400円を2,100円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、第3号は新たに2割軽減を追加するためのものでございまして、低所得者世帯の高負担感を第1号、第2号とあわせて緩和するため、軽減制度を拡充するものでございます。第3号本文では、所得金額が1世帯33万円に、被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に対しては2割の軽減を行うという内容を新設するものでございます。イでは、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額については、被保険者1人について軽減額を5,040円とし、ロでは、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額については、1世帯について軽減額を5,040円に、ハでは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額については、介護納付金課税被保険者1人について軽減額を1,320円とし、ニでは、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額については、1世帯の軽減額を840円とそれぞれ新設するものでございます。

恐れ入りますが、第16号議案の22ページをお願いいたします。最後に附則としまして、この条例は平成14年4月1日から施行するものでございます。また、2項の適用区分として改正後の規定は、平成14年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。以上、新旧対照表に基づき、改正案につきましてご説明申し上げましたが、その他資料番号17には、改正内容等について要約しました資料を配付させていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。何とぞご理解をいただくようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○町長（加藤）第17号議案、海田町自転車等駐車場条例の制定について。海田市駅利用者自治会による自転車等の駐輪事業の廃止に伴い、自転車、原動機付自転車等の放置を防止する必要があることから、自転車等の駐車場を整備するため条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○監理課長（木原） それでは第17号議案、海田町自転車等駐車場条例について説明をさせていただきます。恐れ入りますけれども資料18を準備しておいていただきたいと思います。

57

す。第1条で趣旨規定を定めており、自転車等の放置を防止することにより、道路交通の円滑化及び良好な生活環境を確保するため自転車等駐車場を設置する旨、規定をしております。第2条で名称、位置を定めており、名称は海田市駅自転車等駐車場、位置は海田町新町及び窪町でございます。位置につきましては資料18の方に海田町自転車等駐車場位置図を示しておりますので、ご覧いただければと思います。第3条、第4条で利用形態を示しております。継続して利用する場合を登録利用、それ以外の利用を一時利用と定めております。第5条で駐車料金を定めており、その料金を別表に挙げております。また、回数駐車券を発行できる規定を設けております。第6条では料金の減免規定を設け、特別な理由があれば減免できることといたしました。第7条では料金は相当な理由がない限り返納しない旨、規定をしております。第8条で駐車場における禁止行為、第9条で登録の取り消し等該等項目を列举しております。第10条で損害賠償義務を、第11条では町の損害賠償責任規定をそれぞれ定めております。第12条で、この駐車場の管理については、公共的団体にその業務を委託できる旨の規定を設けております。第13条では条例施行に伴う使用時間、登録の手続など、必要な事項を別に定める旨の委任規定を定めております。なお、この条例の施行日は附則でもうたっておりますように、平成14年4月1日からでございます。以上で海田町自転車等駐車場条例の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）この際、日程第5、第18号議案、平成14年度海田町一般会計予算から日程第10、第23号議案、平成14年度海田町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第18号から第23号議案、平成14年度海田町一般会計ほか5会計予算、第18号から第23号議案までを一括に提案申し上げます。平成14年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。

第18号議案、平成14年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は86億5,100万円と定めました。第19号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額は19億4,055万7,000円と定めました。第20号議案、平成14年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は19億4,998万2,000円と定めました。第21号議案、平成14年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は21億5,026万4,000円と定めました。第22号議

案、平成14年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は9億4,985万6,000円と定めました。第23号議案、平成14年度海田町水道事業会計予算は、収益的収支では収入総額5億3,312万3,000円に対し、支出総額は4億8,965万6,000円と定めました。一方、資本的収支におきましては、収入総額6,478万5,000円に対し、支出総額は3億1,435万2,000円で、その不足額は当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議願います。

○町長（加藤）財政課長。

○財政課長（内田） それでは平成14年度一般会計予算のご説明をいたします。お手元にお配りしております第18号議案及び資料19の一般会計予算説明書、並びに資料26の予算の概要に沿ってご説明申し上げます。予算の節ごとの増減につきましては、資料26で詳しく掲げておりますので、要点のみ説明をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料26の予算の概要の方をお願いしたいと思います。1ページをお願いいたします。まず、1の予算編成方針でございますが、これにつきましては、先に町長が施政方針の中で申し上げておりますので割愛をさせていただきます。

2ページに移りまして、財政規模につきましては、14年度の一般会計の当初予算規模は86億5,100万円で、13年度当初予算の83億6,600万円と比べ2億8,500万円、3.4%の増額となっております。特別会計、事業会計の予算につきましては2ページの表にありますように、先ほど町長が説明したとおりでございます。一般会計、特別会計合わせて予算規模156億4,165万9,000円、前年比4.1%の増ということになっております。

それでは、3ページの新規事業及び主な継続事業でございますが、第3次海田町総合基本計画の柱立てに沿って、ここに事業を掲げさせていただいております。まず、「一人一人が輝くまちづくり」でございますが、これにつきましては新規事業が41項目、主な継続事業が38項目、以下掲げているとおりでございます。次に7ページでございますが、「健康で安心して暮らせるまちづくり」といたしまして新規事業が11項目、主な継続事業が76項目でございます。内容につきましては以下のとおりでございます。次に11ページをお願いいたします。「安全で快適な潤いのあるまちづくり」ということで新規事業26項目、主な継続事業が23項目でございます。内容につきましては以下に掲げているとおりでございます。次に13ページでございます。「環境に優しいまちづくり」としまして新規事業2項目、主な継続事業が21項目でございます。内容につきましては以下

に掲げているとおりでございます。次に15ページでございますが、「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」といたしまして新規事業10項目、主な継続事業が32項目でございます。内容につきましては以下に掲げているとおりでございます。次に17ページをお願いいたします。「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」といたしまして新規事業が2項目、主な継続事業が7項目でございます。内容につきましては以下に掲げているとおりでございます。次に18ページでございますが、合併関連事業といたしまして7項目、第3次海田町総合基本計面前倒し事業、実施計画に計上していない事業といたしまして25項目を計上しております。次に20ページをお願いいたします。「財政健全化への取組み」ということで、昨年も資料の中に掲げさせてもらっておりますが、限られた財源を有効的に活用するため、行政改革や経費の節減を着実に実施し、最小の経費で最大の効果が上がるよう創意工夫してまいります。主な取組みにつきましては以下に掲げているとおりでございます。

次に21ページの5の歳入の概要でございますが、行政サービスの低下を来さないよう国や県の補助制度を活用するとともに、財政調整基金等の繰り入れにより財源の不足を補いました。歳入の主な増減につきましては、一般会計歳入予算の表により、対前年度比の額または率の大きいものについてご説明申し上げます。

まず町税でございますが、町税収入が13年度当初予算に比べると8,242万5,000円、1.9%の減額となっております。主な減額の理由は、景気低迷の影響による個人所得の落ち込みによる個人町民税の減額でございます。次に、利子割交付金でございますが1億2,770万1,000円、66.8%の減額となっております。主な減額の理由は、利率の高い定額郵便貯金の預入期間がほぼ満了となったためでございます。地方消費税交付金につきましては2,955万5,000円、8.9%の減額となっております。主な減額の理由は消費の落ち込みによるものでございます。地方交付税につきましては1億1,750万円、14.6%の減額となっております。主な減額の理由は、全国の地方交付税の財源不足を補うための特別措置として、交付税の一部を臨時財政対策債に振り替えたことによるものでございます。

次に分担金及び負担金でございますが3,167万6,000円、21.4%の増額となっております。主な増額の理由は、保育所保護者負担金の増額等によるものでございます。次に使用料及び手数料でございますが3,031万2,000円、26.0%の増額となっております。主な増額の理由は、海田市駅自転車等駐車場の設置運営に伴う利用者の使用料収入によるものでございます。次に県支出金でございますが5,553万3,000円、17.5%の増額となって

おります。主な増額の理由は、地域子育て支援センターの新設による特別保育事業補助金、緊急雇用創出基金事業補助金及び小規模崩壊地復旧事業補助金、急傾斜地崩壊対策事業補助金の増額によるものでございます。次に財産収入でございますが1,064万6,000円、46.3%の増額となっております。主な増額の理由は、町有地の売却によるものでございます。次に繰入金でございますが1億9,387万3,000円、37.7%の増額となっております。主な増額の理由は、実施計画に計上していない事業で前倒しをして実施するための財源として財政調整基金4億5,387万3,000円、公共施設等整備基金を2億5,000万円を取り崩すことによるものでございます。次に町債でございますが3億3,580万円、44.4%の増額となっております。主な増額の理由でございますが、小型積載車などの購入に伴う防災まちづくり事業債の増額、消防庫建替に伴う消防防災施設整備事業債の増額、また全国の交付税の財源不足により減額した地方交付税を補うための特別措置として、臨時財政対策債の発行が認められたことによる増額等でございます。以下、歳入の増減につきましては、22ページから30ページにかけて記載しておりますのでご参照をお願いしたいと思います。

続きまして31ページをお願いいたします。6の歳出の概要でございますが、第3次海田町総合基本計画に基づく実施計画に掲げた事業や、早期に取り組むべき事業にあって、実施計画には掲げていないものについても前倒しを図ったということでございます。目的別の主な増減理由につきましては、(1)の目的別内訳の一般会計目的別歳出予算の表によりご説明をさせていただきます。まず議会費でございますが、議会費の総額は13年度当初予算と比べますと94万6,000円、0.7%の減額となっております。主な減額の理由は、議員及び職員期末手当が0.05カ月減額になったことによるものでございます。次に総務費でございますが4,976万3,000円、4.6%の増額となっております。主な増額の理由は、合併関連事業及び海田市駅自転車等駐車場の設置運営に伴う業務委託料の増額によるものでございます。次に民生費でございますが1億3,474万2,000円、8.3%の増額となっております。主な増額の理由は、身体障害者デイサービス事業、障害児ミニデイサービス事業及び海田児童館用地の取得に伴う公有財産購入費の増額等によるものでございます。次に衛生費でございますが898万2,000円、1.3%の増額となっております。主な増額の理由は、高齢者対象のインフルエンザ接種事業、がん検診事業、ごみ焼却場事業負担金及び安芸地区衛生施設管理組合負担金等の増額によるものでございます。次に労働費でございますが1,308万4,000円、33.9%の増額となっております。主な増額の理由

は、勤労青少年体育館屋根等改修工事に伴う工事請負費の増額によるものでございます。次に農林水産業費でございますが1,316万7,000円、29.9%の増額となっております。主な増額の理由は、小規模崩壊地復旧事業等の工事請負費等の増額によるものでございます。

次に商工費でございますが167万3,000円、1.5%の減額となっております。主な減額の理由は、13年度作成の観光マップパンフレット作成委託料の減額によるものでございます。次に土木費でございますが4億444万1,000円、20.1%の増額となっております。総合公園や中店小学校線、新開蟹原線に係る公有財産購入費、補償費等の増額でございます。次に消防費でございますが5,557万円、13.3%の増額となっております。主な増額の理由は、消防庫建替等の工事請負の増額、小型積載車等購入に伴う備品購入費の増額でございます。次に教育費でございますが7,984万9,000円、9.1%の増額となっております。主な増額の理由は、小・中学校耐震診断等施設整備業務及び獅子舞等の海田町伝統行事記録映像作成に伴う業務委託料等の増額でございます。次に公債費でございますが4億7,197万9,000円、35.8%の減額となっております。減額の理由は、13年度に縁故債の一括償還を行ったことによるものでございます。その他主な増減理由につきましては、32ページの議会費から49ページの公債費まで具体的に記述しておりますのでご参照していただきたいと思います。

次に50ページでございます。50ページでは(3)の性質別内訳を掲げております。ご説明につきましては、重複する部分がありますのでご参照いただきたいと思います。それから55ページから57ページまでの表がありますが、これは平成13年度と平成14年度における目的別、性質別の当初予算比較を示しておりますので、予算審議の参考にしていただきたいと思います。

続きまして、資料の19の方をご覧いただきたいと思います。資料19の一般会計予算説明書の122ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、13年度と同様に13件を計上させてもらっております。

次に議案の方をお願いいたします。18号議案でございます。18号議案の表書きの方をご覧いただきたいと思います。第1条では、歳入歳出予算を定めております。第2条では、地方債の借り入れ条件について定めております。この内容につきましては9ページから12ページにかけまして第2表、地方債ということで26件をお願いいたしております。次にまた表書きの方へ返っていただきまして、3条では、一般会計から借り入れられる

一時借入金の限度額を定めたものでございます。15件でございます。次に4条では、歳出予算の流用について定めさせてもらっております。以上で平成14年度海田町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）続まして第19号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。まず財政規模でございますが、14年度の当初予算規模は19億4,055万7,000円で、13年度当初予算の19億3,291万2,000円と比べまして764万5,000円、0.4%の増額予算となっております。

それでは資料20の予算説明書をお願いいたします。初めに歳入の概要につきまして、1ページの歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。分担金及び負担金といたしまして8,823万2,000円を見込んでおります。前年度と比べまして2,721万1,000円、44.6%の増額となっております。これは賦課面積の増に伴います下水道受益者負担金の増額によるものでございます。

次に使用料及び手数料につきましては、前年度より837万4,000円、3.5%の増額を見込み、2億4,607万6,000円を計上いたしております。国庫支出金につきましては2億8,000万円、前年度と比較しまして7,000万円、20.0%の減を見込んでおります。これは下水道関連事業の国庫補助率が前年度の80%に減少したことによるものでございます。繰入金につきましては4億352万7,000円を見込んでおります。前年度に比べて8,517万7,000円、26.8%の増額となっております。主な増額の理由は、起債償還元金及び水洗便所設備資金貸付金の増額によるものでございます。繰越金につきましては前年度と同額の1,000円を計上いたしております。諸収入は7,312万1,000円を見込んでおります。前年度に比べて168万3,000円、2.4%の増額となっております。貸付件数の増加に伴う貸付金償還金の増額が見込まれるためでございます。

次に町債でございますが8億4,960万円を見込んでおります。前年度に比べて4,480万円、5%の減額となっております。これにより14年度末での町債残高は89億3,979万1,000円となる見込みで、これに関しましては12ページに地方債に関する調書がございます。以上によりまして歳入総額は19億4,055万7,000円となります。

続まして歳出の概要でございますが、2ページをお願いいたします。総務費は2億1,849万2,000円で、13年度当初予算と比べて7,648万7,000円、53.9%の増額となっております。主な増額の理由といたしましては委託料、負担金及び水洗便所設備資金貸付金

の増額によるものでございます。

次に、事業費は11億5,868万3,000円を計上いたしております。13年度当初予算に比べて1億2,419万1,000円、9.7%の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、下水道整備工事量の減によるものでございます。なお、平成14年度に予定しております工事箇所につきましては、資料35にお示ししておりますのでご参照いただきたいと思います。公債費は5億6,238万2,000円計上いたしております。13年度当初予算と比べて5,534万9,000円、10.9%の増額となっております。主な理由といたしましては、起債償還元金の増額によるものでございます。予備費につきましては前年度と同額の100万円を計上いたしております。これによりまして歳出総額は19億4,055万7,000円となります。

また、節別予算の歳入につきましては3ページから5ページに、歳出につきましては6ページから10ページに、債務負担行為に関しましては11ページに、地方債に関しましては12ページに、給与明細につきましては13ページから17ページにございますのでご覧いただきたいと思います。なお、資料26の59ページから71ページに公共下水道予算の対前年度比較表等を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは第19号議案をお願いいたします。平成14年度海田町公共下水道事業特別会計の予算は19億4,055万7,000円と決めました。また、地方債の限度額等につきましては4ページ、第2表、地方債によりその限度額を8億4,960万円と定めております。一時借入金の最高額は3億円でございます。以上で平成14年度海田町公共下水道事業特別会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）恐れ入ります。資料21をご用意いただきたいと思います。資料21の予算説明書によりご説明申し上げます。平成14年度海田町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算が19億4,998万2,000円となり、対前年度当初予算と比べ1,123万7,000円の増額で、率にして0.6%の伸びとなっております。

それでは恐れ入ります。8ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。まず、総務費、総務管理費ですが1,210万4,000円でございます。前年度当初予算と比較しまして271万7,000円の増でございます。主な理由としましては臨時職員、レセプト点検員等の人件費の増となっております。

次に9ページの徴税費の賦課徴収費は622万6,000円となり、対前年度当初予算と比べ129万4,000円の増でございます。主な理由としましては、国の収納率向上特別対策補助

事業により、公用車の新規購入に伴うものでございます。続きまして医療機関へ支払う療養諸費でございますが、まず療養給付費の一般被保険者については6億5,736万5,000円で、前年度と比べ6,648万9,000円の減となっております。退職被保険者につきましては5億711万5,000円で、前年度と比較しまして5,355万8,000円の増となっております。これらの理由としましては平成12年度、13年度中の医療費の動向や国の14年度予算編成方針であります11カ月相当分を勘案し、予算措置したものでございます。

次に10ページの療養費の一般被保険者については334万4,000円、退職被保険者については382万4,000円でございます。続きまして、広島県国民健康保険連合会への審査支払手数料でございますが、一般被保険者については287万円、退職被保険者につきましては174万1,000円でございます。また高額療養費の一般被保険者につきましては9,856万8,000円、また退職被保険者には2,647万2,000円で、こうした医療費に伴う療養費におきましては、過去の決算額や平成13年中の状況等を考慮した結果の予算措置でございます。

次に11ページの出産育児諸費は前年度同額の1,200万円でございますが、次の葬祭費は前年度より20件多い274万円でございます。続きまして、老人医療費に伴う老人保健拠出金でございますが、不確定なこともあって、前年度同額の医療費拠出金として4億6,895万6,000円、事務費拠出金の709万8,000円を計上しております。

次に12ページにまたがっておりますが、介護保険法に伴い国へ拠出する介護納付金でございますが8,889万2,000円で、前年度と比べ411万9,000の増でございます。続きまして、高額療養費共同事業費拠出金として市町村からの拠出金をプールし、80万円を超えた医療費に対し交付されるもので950万5,000円を計上しております。

次に13ページにまたがっておりますが、保健事業費につきましては1,017万円で、前年度と比べ48万8,000円の増となっており、国の補助事業の総合健康づくり推進事業等を活用し、引き続き事業主体であります保健センターや老人福祉センターでの事業の充実等を図り、総合的な健康づくりの推進により医療費の抑制に努めるものでございます。次に積立金でございますが、基金の受取利息が減少することによる4万5,000円を計上しております。また公債費は存目でございます。

次に14ページにまたがっておりますが、諸支出金、保険税還付金のうち一般被保険者は80万円、退職被保険者等は15万円でございます。次の償還金につきましては存目でございます。予備費につきましては前年度同様3,000万円を計上しております。

それでは歳入に移らせていただきます。恐れ入りますが3ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税ですが、医療給付費分と介護納付金分の現年課税分については、先ほども説明しましたように税率等の見直しを図っております。まず、低所得者世帯への軽減制度の拡充を図るため、医療給付費分の応能、応益割合の平準化を、また、介護納付金分については国から指定される納付金を支払うため、必要な財源確保を図ることでの見直しによりまして、一般被保険者分と退職被保険者の全体では147万8,000円の増でございます。まず、一般被保険者につきましては合計で5億2,613万7,000円で、前年度と比べ753万円の減でございます。また、退職被保険者につきましては1億4,603万1,000円で、経済状況の低迷による被保険者の増加もあり、前年度と比べ900万8,000円の増でございます。これらの主な理由としましては応能、応益の平準化を図るための見直しを行い、被保険者の負担増につながらない税率等を見出したものでございます。ただし、介護納付金につきましては、財源確保のため減税か減額世帯はあるものの、やむなく増額となるものでございます。ご理解いただければと思います。

続きまして、4ページの使用料及び手数料の督促手数料は前年度同様の15万円でございます。次に、国庫支出金のうち事務費負担金として介護納付金分の納付に関する事務費負担金20万8,000円でございます。次に、一般被保険者に係る医療費であります。療養給付費等負担金につきましては、前年度に比べ1,809万4,000円の減額の5億2,684万8,000円でございます。減少の主な理由としましては、医療費の支払の減によるものでございます。次に国庫補助金のうち財政調整交付金でございますが、普通分、特別分があり、従来からの原爆被爆者に係る療養給付費に、前年度からの総合健康づくり推進事業や新規事業分として歳出で申し上げました収納率向上特別対策事業の646万1,000円を組み、合計で1億8,689万8,000円を計上しております。

続きまして、5ページの4款療養給付費交付金の退職被保険者分に係る医療費でございますが、被保険者の増加もあり、前年度と比べ2,789万増の4億3,087万8,000円でございます。次に連合会支出金、介護円滑導入給付金ですが、介護納付金を与える財政影響に対する給付金であり、収納率低下、収納対策給付金とも存目で計上しております。続きまして、共同事業交付金の高額医療費共同事業に伴う予算としましては、高額な医療費の増加もあり1,982万5,000円でございます。

次に、財産収入として基金の受取利息が減少することによる4万5,000円を計上しております。次に、6ページの繰入金の一般会計からの繰入金については1億1,247万7,000円で、前年度と比べ1,981万4,000円の増となっております。主な理由としましては応能、

応益の平準化を図ることによる低所得者世帯への軽減額の増加に伴う財源不足を国、県及び町から補てんするものであります保険基盤安定事業に対する繰入金の増額によるものでございます。次に２項の基金繰入金、次の９款の繰越金は前年度と同様の存目でございます。次に７ページの諸収入の１項、延滞金については前年度と同額の計上でございます。次に２項雑入の第三者納付金、返納金も前年度と同様の存目でございます。また、前年度予算でございました保健センターで行っております集団検診での個人負担金の60万4,000円は一般会計へ組み替えております。なお、資料番号26の平成14年度予算の概要の73ページからの国民健康保険特別会計もあわせてご覧いただければと思います。簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは第21号議案、平成14年度海田町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。お手元に第21号議案と資料22をお願い申し上げます。第21号議案に沿いましてご説明申し上げます。議案の２ページをお開きください。まず、歳出の１款の医療諸費でございますが、これにつきましては、老人保健にかかわる医療費と審査支払手数料の費目でございます。医療費につきましては１人当たり年間78万7,285円を基礎といたしまして、被保険者数の2,712名で予算を立てており、レセプトの審査支払手数料を含んだ医療費の総額が21億4,526万1,000円でございます。２款の諸支出金、３款の公債費につきましては存目でございます。４款の予備費でございますが、前年と同様に500万円を措置しております。

次に１ページをお願いいたします。歳入でございますが、１款の支払基金交付金につきましては15億472万6,000円で、医療費の70％は支払基金から支払われるもので、前年度と比べまして１億3,996万4,000円の増額となっております。２款の国庫支出金につきましては４億2,702万3,000円で、医療費の20％が国から支払われるもので、前年度に比べまして3,962万5,000円の増額となっております。３款の県支出金につきましては１億675万5,000円で、医療費の５％が県から支払われるもので、前年度に比べまして990万6,000円の増額となっております。４款の繰入金につきましては１億1,175万4,000円で、医療費の５％に予備費を加えたものから1,000円を引いたものを一般会計から繰り入れるもので、前年度に比べまして990万6,000円の増額となっております。５款の繰越金並びに６款の諸収入につきましては存目でございます。予算総額は前年度に比べて１億9,940万1,000円増えておりますが、これは医療需給対象者１人当たり医療費の増加によ

るものでございます。なお、資料番号26の平成14年度予算の概要の91ページからの老人保健特別会計につきましてもご参照ください。以上、歳入歳出それぞれ21億5,026万4,000円とするものでございます。以上で老人保健特別会計予算の説明を終わります。

引き続きまして、第22号議案、平成14年度海田町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。お手元に第22号議案と資料23をお願いいたします。資料23の予算説明書に沿いましてご説明を申し上げます。それでは7ページをお開きください。

まず、歳出の1款の総務費中一般管理費でございますが、前年度と比べますと44万9,000円の増額となっております。主な増額の理由といたしまして、国保連合会に委託する統計資料作成料と、国保連合会が権利を所有いたします介護サービス給付単価ソフトの使用料の減額があるものの、介護保険事業計画策定研修にかかわる特別旅費、介護保険のしおりやリーフレットなど啓発用印刷物の購入、平成15年度に更新いたします介護保険被保険者証の印刷製本費及び被保険者証の更新等に伴う郵送料の増額によるものでございます。次に連合会負担金でございますが、国保連合会に支払う保険給付事務などの共同処理システムの負担金が不要となったため廃目といたしました。次に徴収費の賦課徴収費でございますが、前年度と比べますと29万4,000円の増額となっております。主な増額の理由といたしまして、保険料納付勧奨チラシや窓あき封筒など印刷製本費及び口座振替対象者が増えたことによります口座振替領収書の郵送件数の増に伴う通信運搬費の増額と、介護保険料特別徴収義務者のデータ磁気ファイル収納ケースの購入によるものでございます。

次に8ページをお願いします。総務費の介護認定審査会費でございますが、前年度と比べますと95万3,000円の減額となっております。主な減額の理由といたしまして、認定審査会委員の2名を町職員及び町関係機関の職員に委嘱したことと、審査会の回数の減による委員報酬の減額によるものでございます。次に認定調査等費でございますが、前年度と比べますと211万円の増額となっております。主な増額の理由といたしまして、認定調査にかかわる特別旅費の減額がございましたが、要介護認定にかかわる諸様式の印刷製本費、認定更新の勧奨通知など通信運搬費、及び介護認定にかかわる調査委託料、主治医意見書作成委託料などの増額によるものでございます。

次に9ページの趣旨普及費でございますが、前年度と比べますと33万3,000円の増額となっております。主な増額の理由でございますが、平成15年度に一斉更新する介護保険被保険者証の送付に合わせて、介護保険制度の啓発用しおりを同封するため、印刷製本

費を増額するものでございます。次に2款の保険給付費でございますが、保険給付費総額は9億2,202万4,000円で、前年度と比べますと1億1,389万8,000円の増額となっております。それぞれ13年度の実績見込みを考慮した予算としております。1目介護サービス等諸費でございますが、この費目には要介護1から5までの認定を受けられた被保険者に対する給付費を措置しております。居宅介護サービス給付費でございますが、前年度と比べますと7,978万円の増額となっております。主な増額の理由といたしまして、介護サービスの受給者の増、1人当たりの介護サービスの利用額が高くなっているため、居宅介護サービス給付費を増額するものでございます。次に施設介護サービス給付費でございますが、前年度と比べますと2,698万4,000円の増額となっております。主な増額の理由といたしまして、施設サービス受給者の増により、施設介護サービス給付費を増額するものでございます。居宅介護福祉用具購入費は前年どおりでございます。居宅介護住宅改修費でございますが、前年度と比べますと200万円の増額となっております。主な増額の理由といたしまして、トイレの改修や廊下への手すりの設置など、住宅改修の申請実績によるものでございます。居宅介護サービス計画給付費でございますが、前年度と比べますと505万4,000円の増額となっております。主な増額の理由といたしまして、介護サービスの利用者の増加を見込みまして、サービス計画給付費を増額するものでございます。

次に10ページをお願いいたします。2款保険給付費、2項支援サービス等諸費でございますが、この費目には、要支援の認定を受けられた被保険者に対する給付費を措置しております。それぞれ13年度の実績見込み等を考慮した予算としております。居宅支援サービス給付費は、前年度と比べますと6万5,000円の増額となっております。居宅支援サービス計画給付費でございますが、117万円の減額となっております。13年度の実績見込みを考慮したものでございます。3項その他諸費の審査支払手数料でございますが、レセプトの審査に要する費用で、前年度と比べますと26万7,000円の増額となっております。13年度の実績見込みを考慮したものでございます。

次に11ページの4項、高額介護サービス等費でございますが、前年度と比べますと91万8,000円の増額となっております。主な理由といたしまして、居宅介護サービス費と施設介護サービス費を増額いたしましたことによりまして、対象者の増加が見込まれますので、高額介護サービス費を増額するものでございます。次に、3款財政安定化基金拠出金でございますが2万7,000円の減額となっております。12年度から14年度までの3年

間における利用者本人の負担額を除いた給付費総額0.5%を基金として拠出するものでございます。次に、4款基金積立金の介護保険円滑導入基金積立金の廃目でございますが、これは介護保険制度の導入時に国の特別対策として、平成12年度と13年度の保険料を軽減するための財源といたしまして、国から補助金を基金で積み立てておりました。しかし、この軽減措置が13年度で終了するため廃目とするものでございます。次に5款諸支出金、償還金及び還付加算金の介護保険料還付金でございますが、保険料還付の対象者の増加を見込みまして10万円の増額となっております。12ページをお願いします。6款予備費でございますが、保険給付費の0.5%を含んでおり、前年度と比べますと57万円の増額となっております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。3ページをお願い申し上げます。1款の保険料の第1号被保険者保険料でございますが、前年度と比べますと5,466万円の増額となっております。2款の使用料及び手数料の督促手数料でございますが、前年度と同様に1万円を措置しております。3款の支払基金交付金の介護給付費交付金は、保険給付費の33%が第2号被保険者の保険料として支払基金から支払われるもので、前年度と比べますと3,758万7,000円の増額となっております。増額の理由は給付費の総額が13年度より増加したことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。4款国庫支出金、国庫負担金の介護給付費国庫負担金は保険給付費の20%が国から支払われるもので、前年度と比べますと2,278万円の増額となっております。増額の理由は、給付費の総額が13年度より増額したことによるものでございます。次に国庫補助金の調整交付金でございますが、本町の交付率は3.66%で、前年度と比べますと416万9,000円の増額となっております。増額の理由は、給付費の総額が13年度より増加したことによるものでございます。次に事務費交付金でございますが、前年度と比べますと83万3,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしまして、対象経費の減額によるものでございます。5款の県支出金、県負担金の介護給付費負担金は保険給付費の12.5%が県から支払われるもので、前年度と比べますと1,423万7,000円の増額となっております。増額の理由は、給付費の総額が増加したことによるものでございます。次に財政安定化基金支出金の交付金でございますが、存目でございます。次の貸付金につきましては廃目といたしました。

次の5ページ、6款財産収入の利子及び配当金でございますが、前年度と比べますと27万円の減額となっております。減額の理由は、基金利子の減少によるものでござい

す。7 款の繰入金の一般会計繰入金中、1 節の介護給付費繰入金は、町が負担すべき法定負担分で、保険給付費の12.5%、1 億1,525万2,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。増額の理由は、給付費の総額が増加したことによるものでございます。次の事務費等繰入金でございますが、給付費以外の事務経費の総額から、国の事務費交付金などを控除したものに、給付費総額に対して0.5%を予備費として加算いたしまして、1,955万9,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。次に介護給付費準備基金でございますが、前年度と比べますと3,524万3,000円の減額となっております。減額の理由は、介護保険料の軽減対策の終了による保険料軽減額の繰入分の減額によるものでございます。次に8 款の繰越金は存目でございます。

6 ページをお願いいたします。9 款諸収入につきましては、いずれも存目でございます。なお、資料番号26の平成14年度予算の概要の101ページからの介護保険特別会計につきましてもご参照ください。以上、歳入歳出それぞれ9 億4,985万6,000円とするものでございます。以上で介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成14年度海田町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。お手元に第23号議案等資料24をご用意いただきたいと思います。

まず最初に、資料24の1 ページをご覧くださいと思います。最初に収益的収入の事業収益でございますが、5 億3,312万3,000円と、前年度と比べまして5,484万9,000円の増額となっております。このうち営業収益は5億1,221万8,000円で、前年度に比べまして6,275万5,000円の増となっておりますが、その内訳といたしましては給水収益4 億5,800万2,000円で、前年度に比べまして3,674万8,000円の増となっております。増額の理由といたしましては、水道料金の改定によるものでございます。次に受託工事収益2,252万3,000円でございますが、前年度に比べ973万5,000円の増額となっております。その要因といたしましては、下水道工事に伴う支障移転箇所の増によるものでございます。次にその他営業収益の3,169万3,000円でございますが、前年度に比べ1,627万2,000円の増額となっております。これは下水道料金徴収業務受託費の増、並びに人件費及び福祉減免制度に係る負担金収入の新設増によるものでございます。次に営業外収益の2,090万5,000円でございますが、前年度に比べ790万6,000円の減額となっております。このうち受取利息及び配当金は前年度に比べ176万円、分担金は614万2,000円の減額となっております。

続きまして、2 ページの収益的支出の事業費用でございますが、4 億8,965万6,000円で、前年度に比べ1,727万3,000円の増額となっております。このうち営業費用は4 億918万1,000円で、前年度に比べ2,073万9,000円の増額となっておりますが、その内訳といたしまして原水及び浄水費は1 億2,979万円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に配水及び給水費でございますが7,404万円で、前年度に比べ725万4,000円の増額となっております。これは主に委託料及び修繕費の増額によるものでございます。次に総掛費でございますが8,027万4,000円で、前年度に比べ280万2,000円の増額となっております。これは退職手当組合負担金の増額によるものでございます。次に受託工事費の2,121万円でございますが、前年度に比べ914万5,000円の増額となっております。これは受託工事収益のときに述べましたとおり、下水道工事に伴う支障移転箇所の増によるものでございます。次に減価償却費9,866万6,000円は220万6,000円の増、資産減耗費、その他営業費用は前年度と同額を計上しております。次に、営業外費用でございますが7,047万5,000円は前年度に比べ346万6,000円の増額となっております。そのうち支払利息及び取扱諸費5,182万1,000円は、前年度に比べ327万6,000円の減額、繰延勘定償却542万7,000円は10万6,000円の減額、雑支出322万7,000円は8 万4,000円の減額、消費税及び地方消費税1,000万円は前年度と同額となっております。予備費につきましても1,000万円で、前年度と同額でございます。以上、収益的収入予定額5 億3,312万3,000円から収益的支出予定額の4 億8,965万6,000円を差引きしまして、4,346万7,000円の利益を予定しております。

次に、3 ページの資本的収入及び支出のうち資本的収入でございますが6,478万5,000円で、前年度に比べまして6,358万1,000円の減額となっております。その内訳といたしましては企業債を5,000万円予定しております。補助金につきましては600万円の新設増といたしております。工事負担金は878万5,000円で、前年度に比べ1,958万1,000円減額となっております。

次に、4 ページの資本的支出でございますが3 億1,435万2,000円で、前年度に比べ903万6,000円の増額でございます。建設改良費は2 億6,411万1,000円で、前年度に比べ996万1,000円の減額でございます。その内訳といたしましては配水設備整備費が1 億3,815万1,000円で、前年度に比べ7,917万7,000円の減額となっております。工事の内訳といたしましては配水管新設が1 件、配水管の布設替5 件、下水道関連の移設が1 件、配水施設の改修工事1 件を予定しております。なお、工事箇所につきましては資料36に提示し

ておりますのでご参照いただきたいと思います。次にメーター費でございますが95万1,000円と、前年度に比べ17万9,000円の増額でございます。次に取水設備整備費の6,000万円は前年度に比べ5,431万9,000円の増額でございます。安定した取水確保のため、国信取水井改修工事を予定しております。次に浄水設備整備費の6,500万9,000円は、前年度に比べ1,576万4,000円の増額でございます。急速ろ過池等の実施設計業務委託及び中央監視記録計の取替、浄水場防犯設備の設置工事を予定しております。次に開発費でございますが57万8,000円の新設増でございます。企業債償還金4,966万3,000円は34万7,000円の増額となっております。

以上、資本的支出予定額3億1,435万2,000円に対しまして、資本的収入予定額6,478万5,000円の不足額2億4,956万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億929万3,000円、減債積立金4,966万2,000円、建設改良積立金7,942万3,000円及び当年度分消費税資本収支調整額1,118万9,000円で補てんする予定でございます。以上、予算実施計画をもとに説明いたしました、資金計画につきましては5ページに、給与費明細書につきましては6ページから11ページに、前年度分の損益計算書につきましては12ページから13ページに、前年度分と当年度分の貸借対照表につきましては14ページから17ページにそれぞれ載せております。また、収入及び支出の見積もり基礎、予算の概要につきましては資料25及び27に載せておりますのでご参照いただきたいと思います。

それでは、第23号議案をご覧いただきたいと思います。第2条の業務の予定量といたしまして給水戸数1万1,991戸、年間総配水量395万9,000立方メートル、1日平均配水量1万847立方メートルを予定しております。また主な建設改良工事といたしまして、配水設備整備費1億3,815万1,000円、取水設備整備費6,000万円、浄水設備整備費6,500万9,000円を予定しております。第3条の収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益5億3,312万3,000円、水道事業費用4億8,965万6,000円を予定しております。第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入6,478万5,000円、資本的支出3億1,435万2,000円を予定しております。第5条といたしまして企業債を5,000万円予定させていただいております。借入利率6.5%以内で、償還の方法といたしましては借入先の融資条件によるものでございます。第6条で一時借入金限度額といたしまして5,000万円と定めております。7条でございますが、ここでは議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費、公債費を個々に記載しております。第8条といたしましてたな卸資産の購入限度額を2,687万9,000円と定めるものでございます。以

上で平成14年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で全議案の説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第15号議案、海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定についてから、第23号議案、海田町水道事業会計予算までの9議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）意義なしと認めます。よって第15号議案から第23号議案までの9議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定をいたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）意義なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決めます。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後3時20分 休憩

午後3時28分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会の委員長に17番、中岡君、副委員長に9番、宮坂君と決定しておりますのでご報告をいたします。

この際、お諮りいたします。平成14年度予算審査特別委員会の審査のため、3月8日から3月21日までの14日間休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）意義なしと認めます。よって3月8日から3月21日までの14日間の休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会としたいと思います。大変お疲れさんでございました。

午後 3 時 2 9 分 散会